

屋久島町自殺対策計画

～誰も自殺に追い込まれることのない屋久島町の実現を目指して～

(素案)

令和 年 月

屋久島町

はじめに

町長あいさつ文掲載予定

町長 顔写真

目 次

第1章 計画策定の趣旨等

1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の位置付け	2
3. 計画の期間	3
4. 計画の数値目標	3

第2章 屋久島町の自殺の現状

1. 自殺に関する統計	5
2. こころの健康づくりアンケート調査結果	10
3. 統計資料及びアンケート調査結果からみえる現状と課題	27

第3章 自殺対策における取組

1. 基本理念	31
2. 基本方針	31
3. 施策の体系	35
4. 基本施策	36
基本施策1 地域におけるネットワークの強化	36
基本施策2 自殺対策を支える人材の育成	38
基本施策3 住民への啓発と周知	40
基本施策4 生きることの促進要因への支援	42
基本施策5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育	45

5. 重点施策	46
重点施策1 高齢者に対する取組.....	46
重点施策2 生活困窮者に対する取組	47
重点施策3 勤務・経営問題に関わる取組.....	49
重点施策4 無職者・失業者に対する取組.....	50
重点施策5 子ども・若者に対する取組	51
6. その他の「生きる支援」に対する施策.....	52

第4章 推進体制

1. 計画の推進体制	55
2. 計画の進行管理（PDCAサイクル）	56

第1章 計画策定の趣旨等

第1章 計画策定の趣旨等

1. 計画策定の背景と趣旨

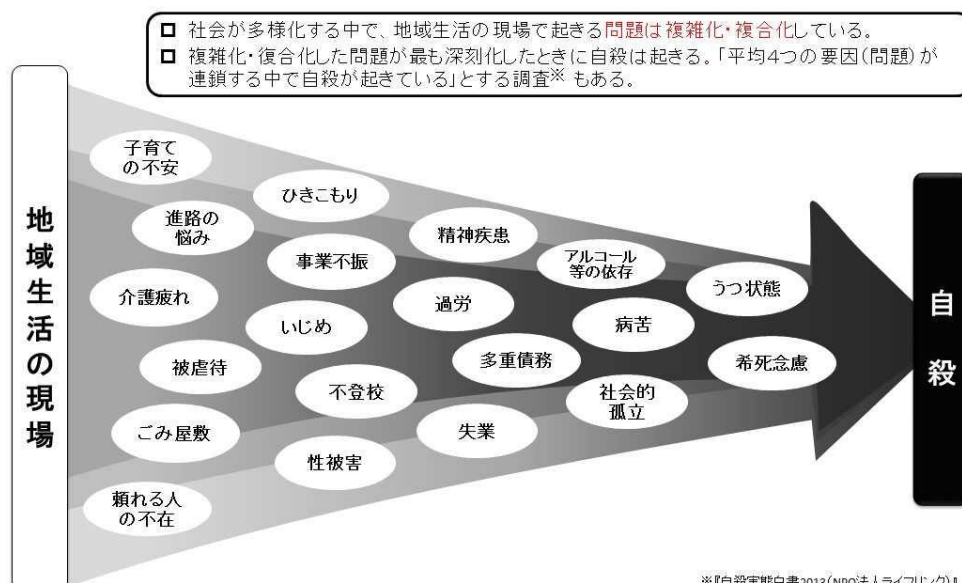
自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。自殺に至る心理としては、様々な悩みが原因で追い詰められ自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ったり、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感から、また与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程と見ることができます。自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」です。

我が国の自殺者数は、平成10年に急増し、年間3万人を超える状況が続いていましたが、平成18年10月に自殺対策基本法が施行、平成19年6月に自殺総合対策大綱が策定され、それまで「個人的な問題」とされてきた自殺が「社会的な問題」と捉えられるようになり、自殺対策の総合的な推進の結果、平成22年には3万人を切り、それ以降は減少傾向にあります。しかし、いまだ自殺者数は年間2万人を越え、非常事態が続いていると言わざるを得ません。

そうした中、自殺対策を更に強化するため、施行から10年目の平成28年3月には自殺対策基本法が改正され、誰もが「生きることの包括的な支援」としての自殺対策に関する必要な支援を受けられるよう、全ての都道府県及び市町村に「地域自殺対策計画」を策定することが義務付けられ、平成29年7月には新たな自殺総合対策大綱が策定されました。

屋久島町では、自殺対策基本法や自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえて、これまでの取組を全庁的な取組として更に総合的に推進するため、「誰も自殺に追い込まれることのない屋久島町」の実現を目指して、「屋久島町自殺対策計画」を策定することとしました。

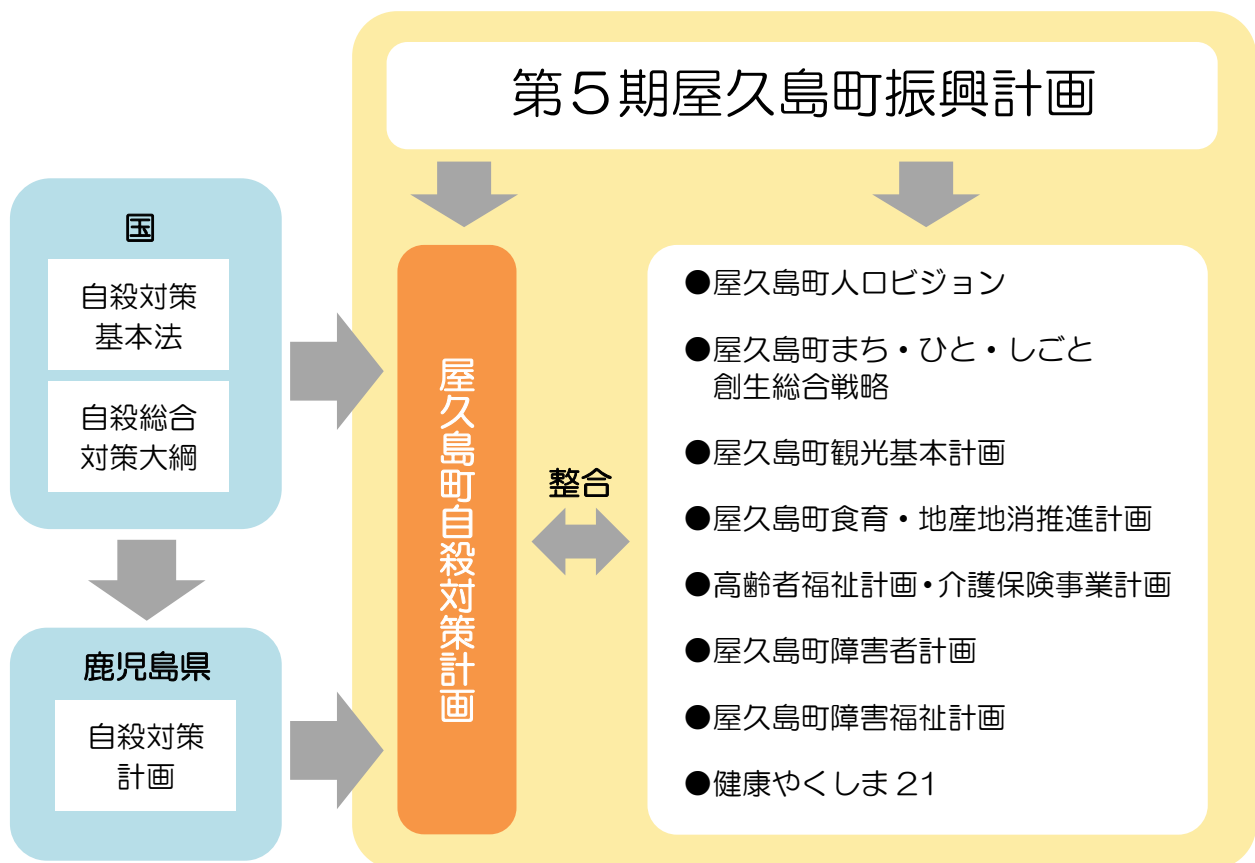
自殺の危機要因イメージ図（厚生労働省資料）



2. 計画の位置付け

本計画は、平成28年に改正された「自殺対策基本法」第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。

また、「第5期屋久島町振興計画」を上位計画とし、他の関連計画と整合性を図りながら、総合的に自殺対策を推進していくものとします。



3. 計画の期間

計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とし、国の動きや自殺の実態、社会状況等の変化に柔軟に対応できるよう、必要に応じて見直しを行うものとしします。

4. 計画の数値目標

国は、平成29年7月に閣議決定した「自殺総合対策大綱 ～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」において、令和8年までに、人口10万人当たりの自殺者数（以下「自殺死亡率」という。）を平成27年と比べて30%以上減少させることを、目標として定めています。

本町では、平成25年から平成29年において平均して毎年約3.6人が亡くなっているという状況から、年間自殺者数を0人とすることを目標に掲げます。

第2章 屋久島町の自殺の現状

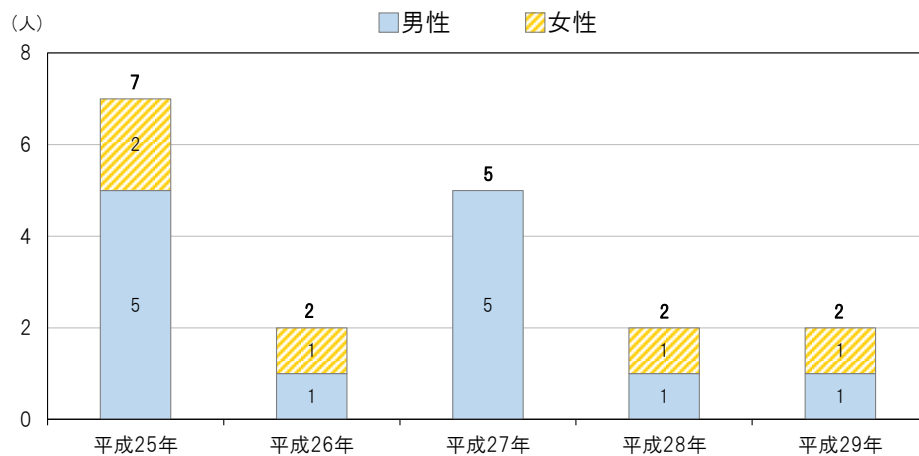
第2章 屋久島町の自殺の現状

1. 自殺に関する統計

(1) 自殺者数と自殺死亡率の推移

本町の平成25年から平成29年の自殺者数は、平成25年が7人と最も多く、その後は5名以下で推移しています。

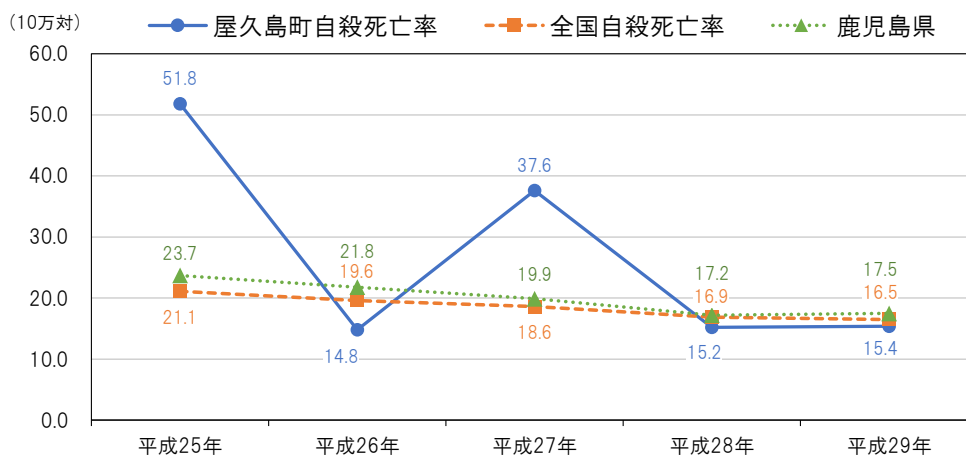
【自殺者数の推移】



資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロフィール」

本町の平成25年から平成29年の自殺死亡率は減少傾向にあり、平成28年以降は全国や鹿児島県に比べ低くなっています。

【自殺死亡率の推移】

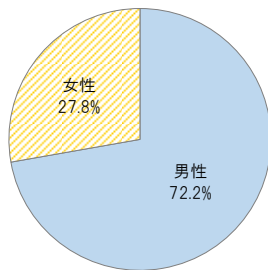


資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロフィール」
厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

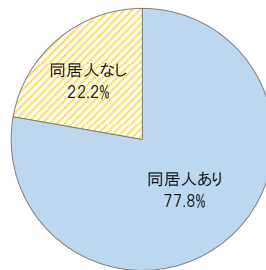
(2) 自殺者の割合（男女別、同居人の有無別、仕事の有無別）

本町の自殺者の割合は、男女別では男性が約7割、同居人の有無別では同居人ありが約8割、仕事の有無別では無職者が約6割となっています。

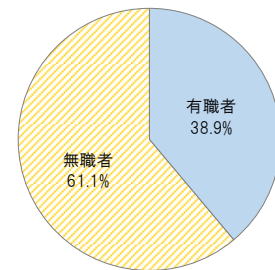
【男女別自殺者割合】
（平成 25～29 年合計）



【同居人の有無別自殺者割合】
（平成 25～29 年合計）



【仕事の有無別自殺者割合】
（平成 25～29 年合計）

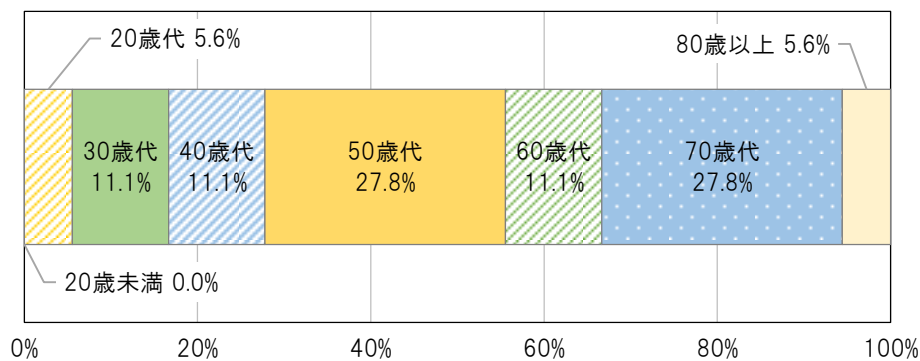


資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロフィール」

(3) 年代別自殺者割合

本町の年代別自殺者割合をみると、50歳代と70歳代がそれぞれ約3割となっています。

【年代別自殺者割合（平成 25～29 年合計）】

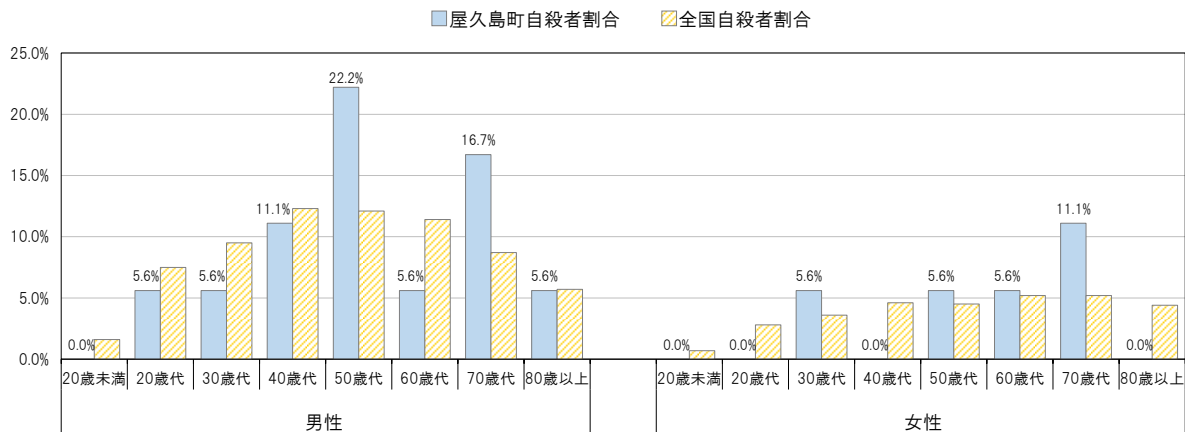


資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロフィール」

(4) 性別・年代別自殺の現状

本町の自殺者割合をみると、男性の50歳代と70歳代、女性の70歳代は、全国に比べ大幅に高くなっています。

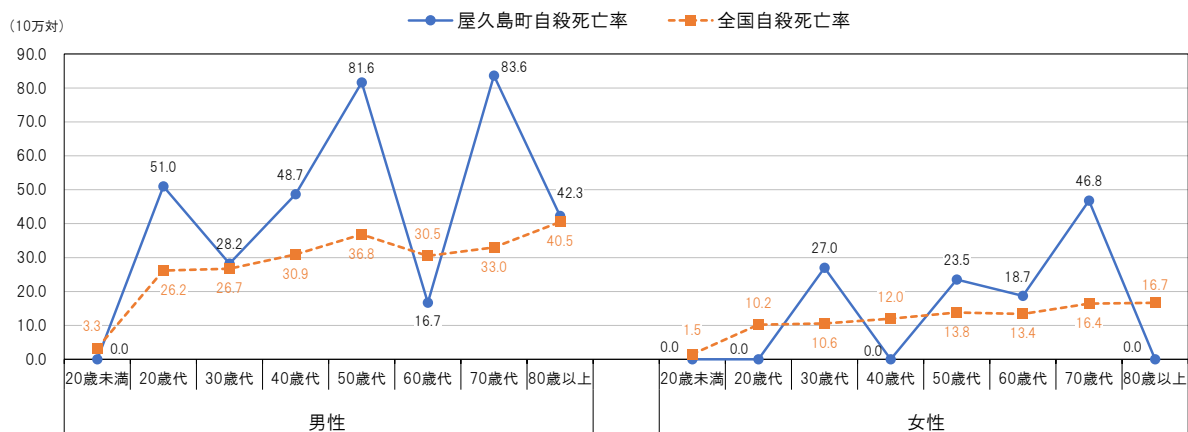
【性別・年代別自殺者割合（平成25～29年平均）】



資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロフィール」

本町の自殺死亡率をみると、男性は70歳代に次いで50歳代、20歳代が高く、女性は70歳代に次いで30歳代、50歳代が高くなっており、いずれも全国に比べても高くなっています。

【性別・年代別自殺死亡率（平成25～29年平均）】



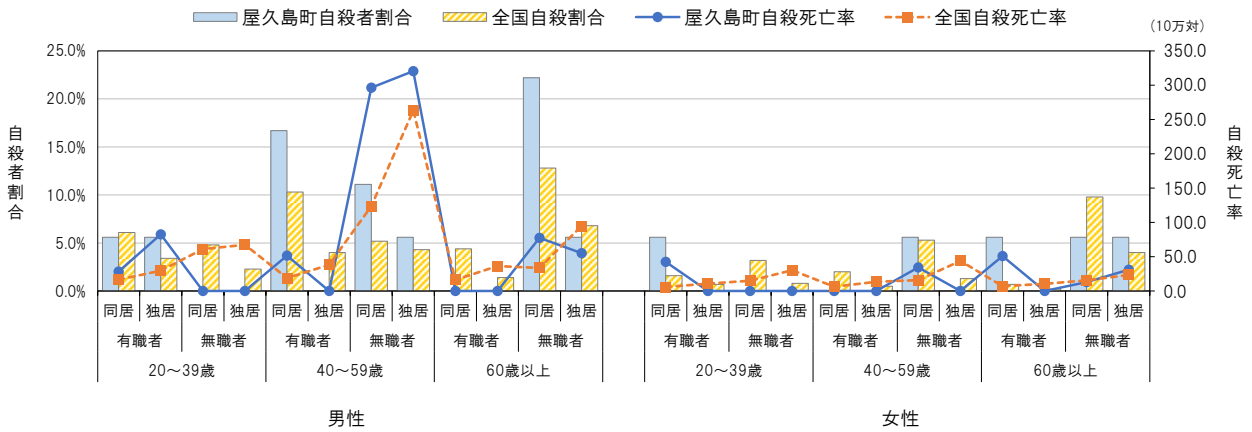
資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロフィール」

(5) 性別・年代別・仕事の有無別・同居人の有無別の状況

本町の自殺者割合をみると、男性の60歳以上の無職者の同居が最も高く、独居と大きな差がみられ、全国と比べても高くなっています。女性は、60歳以上と20～39歳の有職者の同居が、全国と比べ高くなっています。

自殺死亡率をみると、男性の40～59歳の無職の同居は、全国に比べ大幅に高くなっています。

【自殺者割合・自殺死亡率（性別×年代別×仕事の有無別×同居人の有無別）（平成25～29年合計）】



資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロフィール」

(6) 対策が優先されるべき対象群

自殺総合対策推進センターによる「地域自殺実態プロファイル」により、平成25年から平成29年の5年間に於ける本町の自殺の実態として、自殺者が多い属性（性別×年代別×仕事の有無別×同居人の有無別）の上位5区分が示されました。

また、この属性情報から、町において推奨される重点施策として、「高齢者」、「生活困窮者」、「勤務・経営」、「無職者・失業者」に対する取組が挙げられました。

【屋久島町の主な自殺の特徴（平成25～29年合計）】

上位5区分		自殺者数 5年計	割合	自殺死亡率※ ¹ (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路※ ²
1位	男性 60歳以上 無職同居	4	22.2%	77.4	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ) +身体疾患→自殺
2位	男性 40～59歳 有職同居	3	16.7%	51.7	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み +仕事の失敗→うつ状態→自殺
3位	男性 40～59歳 無職同居	2	11.1%	296.3	失業→生活苦→借金+家族間の不和→ うつ状態→自殺
4位	男性 40～59歳 無職独居	1	5.6%	320.5	失業→生活苦→借金→うつ状態→自殺
5位	男性 20～39歳 有職独居	1	5.6%	82.6	①【正規雇用】 配置転換→過労→職場の人間関係の悩み +仕事の失敗→うつ状態→自殺 ②【非正規雇用】 (非虐待・高校中退)非正規雇用→生活苦 →借金→うつ状態→自殺

順位は自殺者数の多さに基づき、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順とした。

※1 自殺死亡率の母数（人口）は平成27年国勢調査を元に自殺総合対策推進センターにて推計した。

※2 「背景にある主な自殺の危機経路」は自殺実態白書2013（ライフリンク）を参考にした。

資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル」

2. こころの健康づくりアンケート調査結果

(1) 概要

【目的】

町民のこころの健康づくりについての考えや取り組んでいることを把握し、本計画の内容に反映するために実施しました。

【調査対象】

- ① 屋久島町在住の一般住民 20歳以上 80歳以下の男女 1,500人(無作為抽出)
- ② 屋久島町在住の小学2年生(135人)、小学5年生(119人)、中学2年生(124人)、高校2年生(77人) 合計 455人

【調査期間】

- ① 一般
平成31年3月29日(金)～平成31年4月30日(火)
- ② 小学2年生、小学5年生、中学2年生、高校2年生
平成31年3月11日(月)～平成31年3月20日(水)

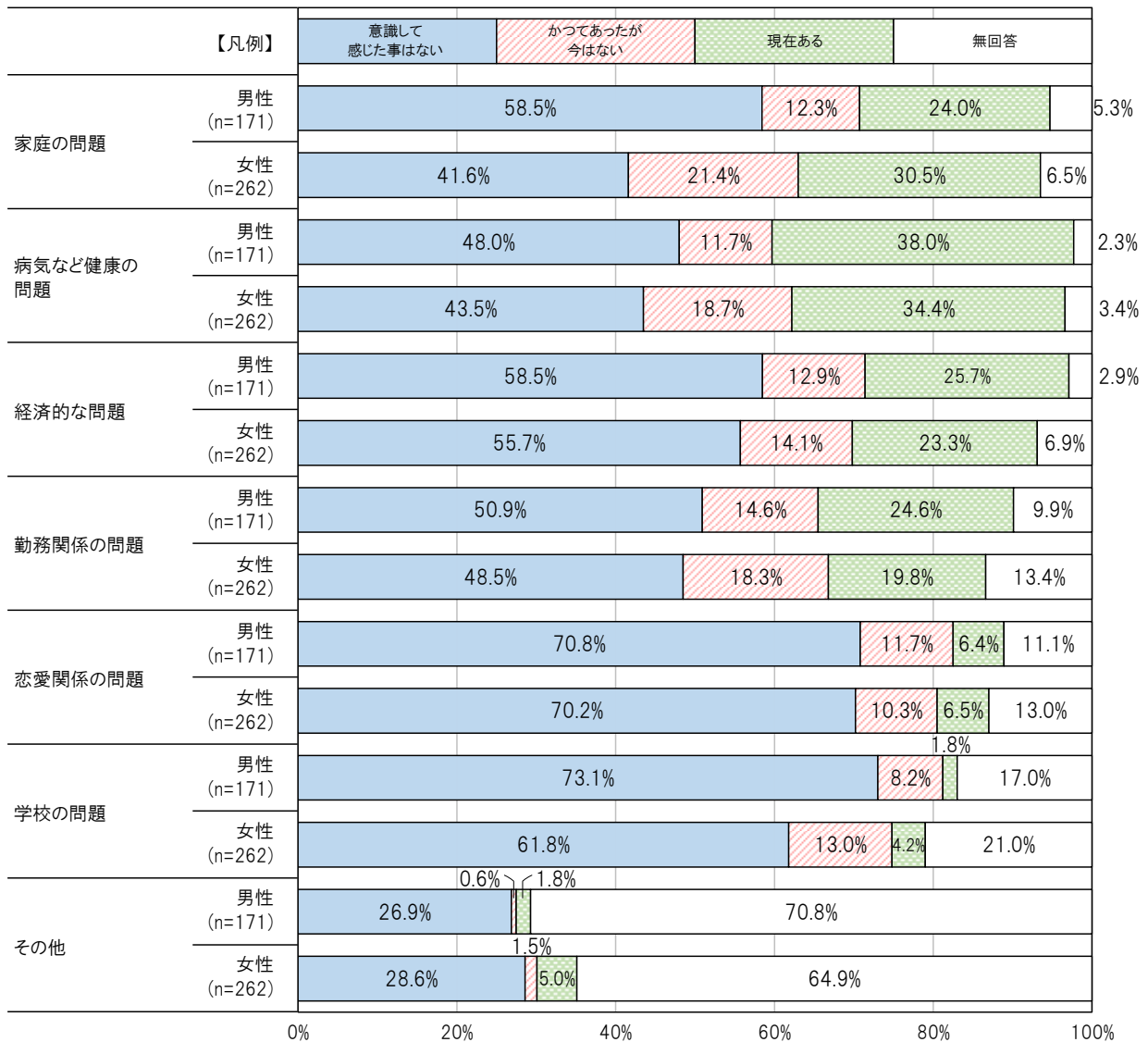
【調査方法及び回収結果】

	調査方法	配布数	有効回答数	回収率
一般	郵送による配布・回収	1,500人	444人	29.6%
小学2年生	学校配布、学校回収	135人	107人	79.3%
小学5年生		119人	97人	81.5%
中学2年生		124人	114人	91.9%
高校2年生		77人	71人	92.2%

(2) 調査結果（一般）

① 悩みやストレスの内容

「現在ある」と回答した割合は、「病気など健康の問題」が、男性は38.0%、女性は34.4%で最も多く、次いで、男性は「経済的な問題」が25.7%、女性は「家庭の問題」30.5%となっています。



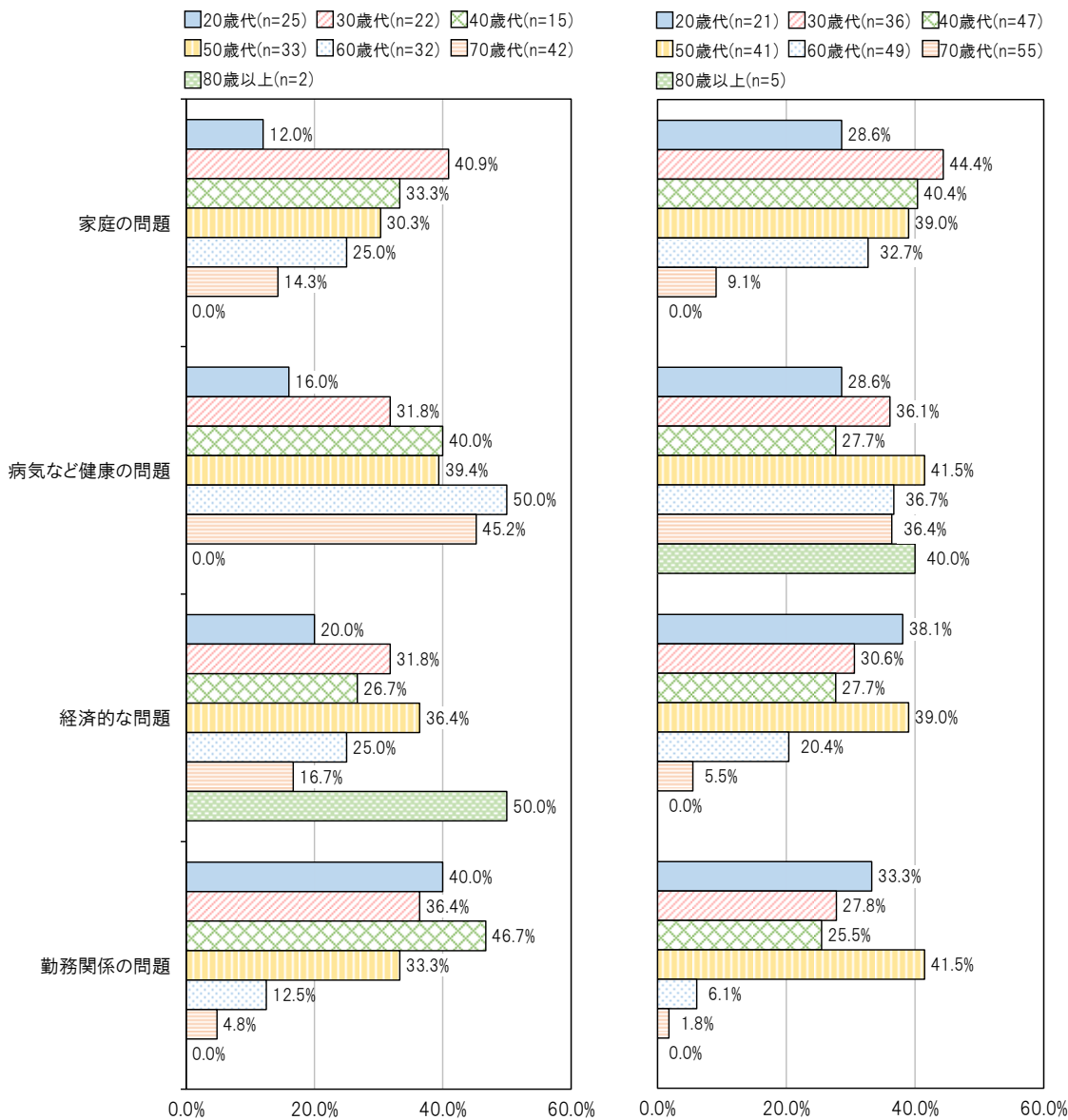
【悩みやストレスの内容×性別×年齢別】

悩みやストレスの内容の「家庭の問題」、「病気など健康の問題」、「経済的な問題」、「勤務関係の問題」の4つの項目において、「現在ある」と回答した割合を性別・年齢別で見ると、「家庭の問題」は男性・女性ともに30歳代が最も多く、「病気など健康の問題」は、男性の60歳代、女性の50歳代が最も多く、「経済的な問題」は男性・女性ともに50歳代が最も多く、「勤務関係の問題」は、男性の40歳代、女性の50歳代が最も多くなっています。

また、男性の30歳代と50歳代はすべての項目において3割を超えており、女性の50歳代はすべての項目において約4割となっています。

【男性（年齢別）】

【女性（年齢別）】

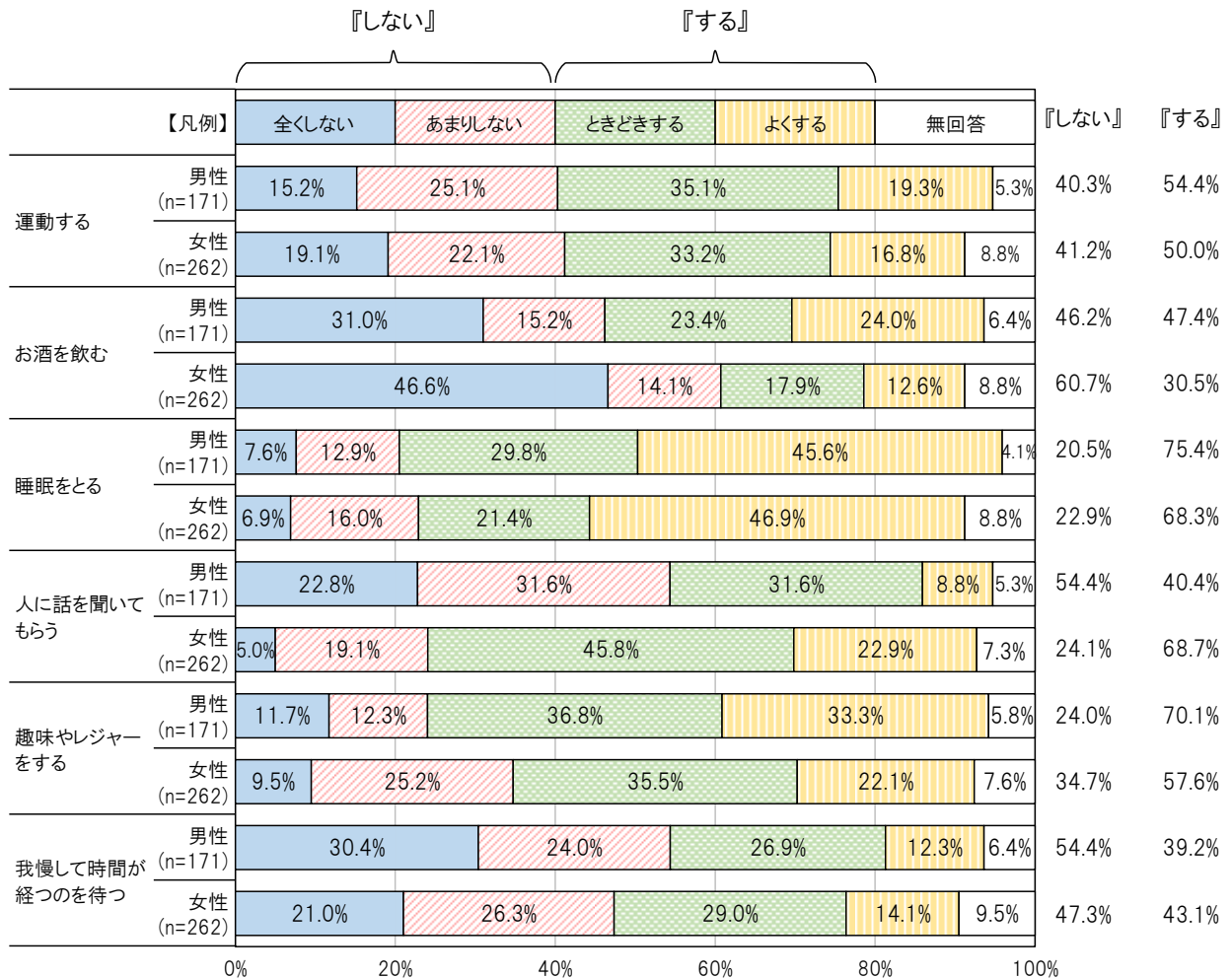


※「現在ある」の回答割合

② 悩みやストレスの解消方法

『する』と回答した割合は、男性は、「睡眠をとる」が75.4%で最も多く、次いで「趣味やレジャーをする」が70.1%となっています。女性は、「人に話を聞いてもらう」が68.7%で最も多く、次いで「睡眠をとる」が68.3%となっています。

また、「お酒を飲む」は男性が女性に比べ16.9ポイント多く、「人に話を聞いてもらう」は女性が男性に比べ28.3ポイント多くなっています。

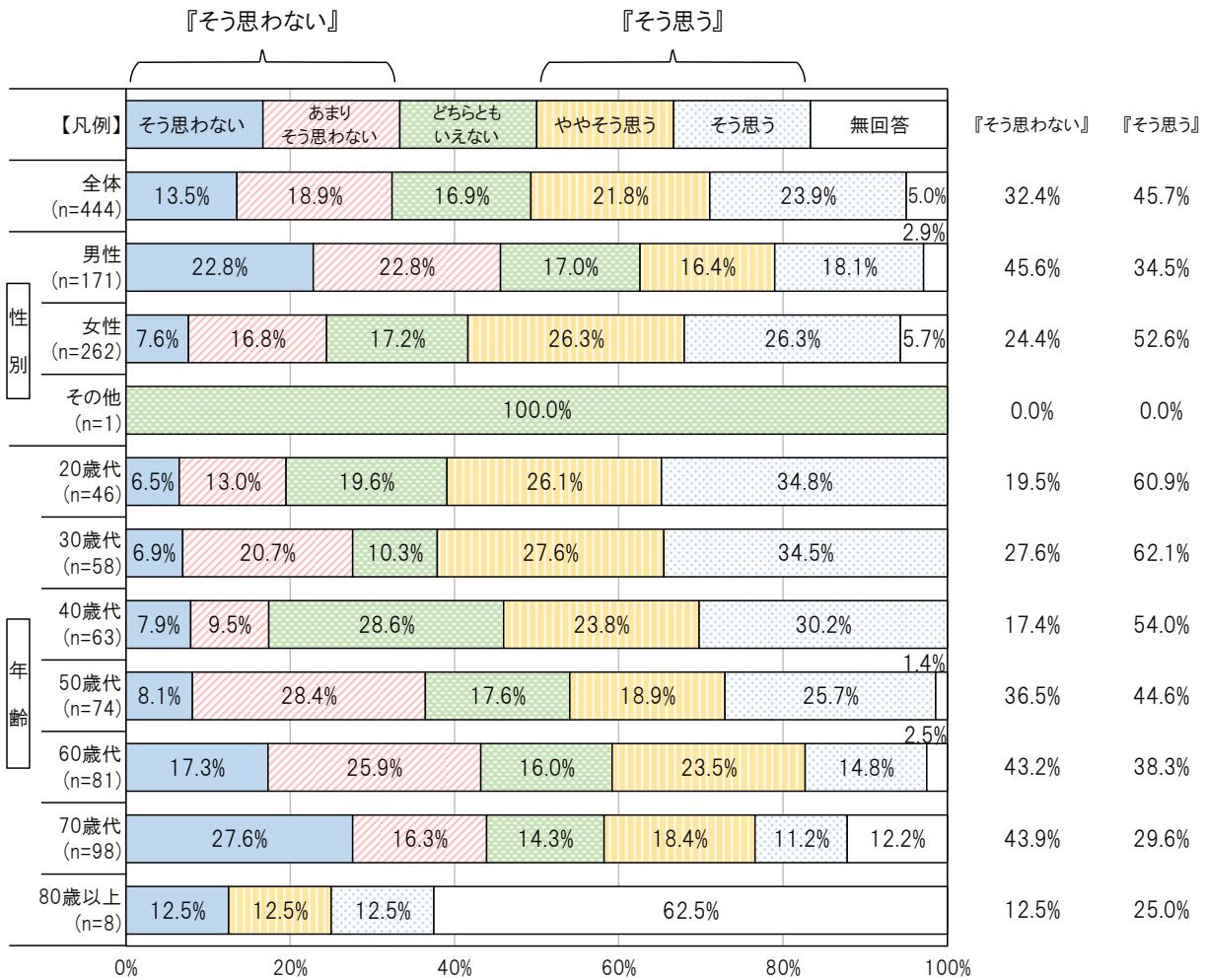


『しない』 = 「全くしない」 + 「あまりしない」
『する』 = 「ときどきする」 + 「よくする」

③ 悩みやストレスを感じた時の考え

【助けを求めたり、誰かに相談したいと思う】

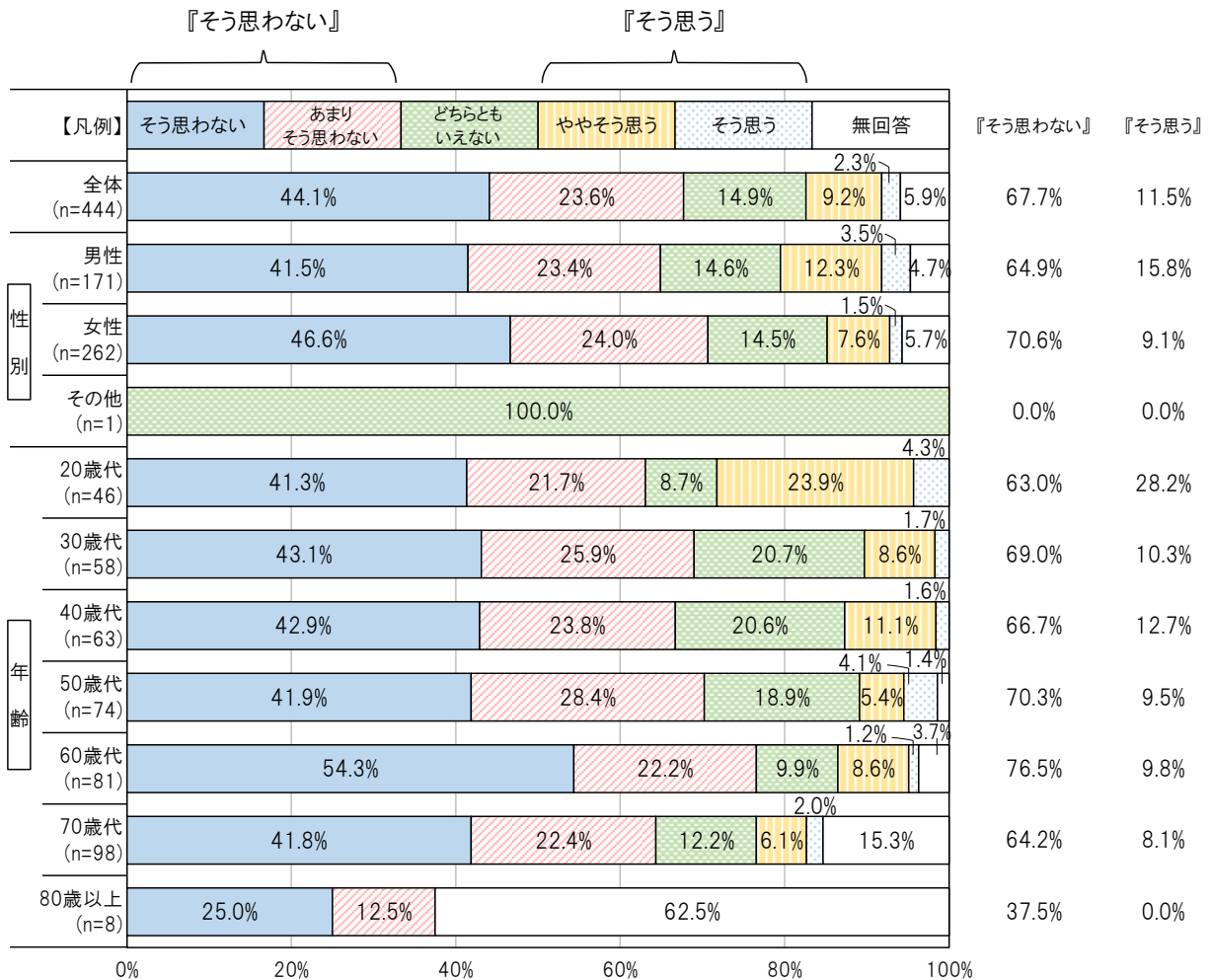
全体で見ると、『そう思う』が45.7%で多くなっていますが、性別で見ると、男性の約半数が『そう思わない』と回答しており、年齢別で見ると、50歳代から70歳代では『そう思わない』が約4割となっています。



『そう思わない』 = 「そう思わない」 + 「あまりそう思わない」
 『そう思う』 = 「ややそう思う」 + 「そう思う」

【誰かに相談をしたりすることは恥ずかしいことだと思う】

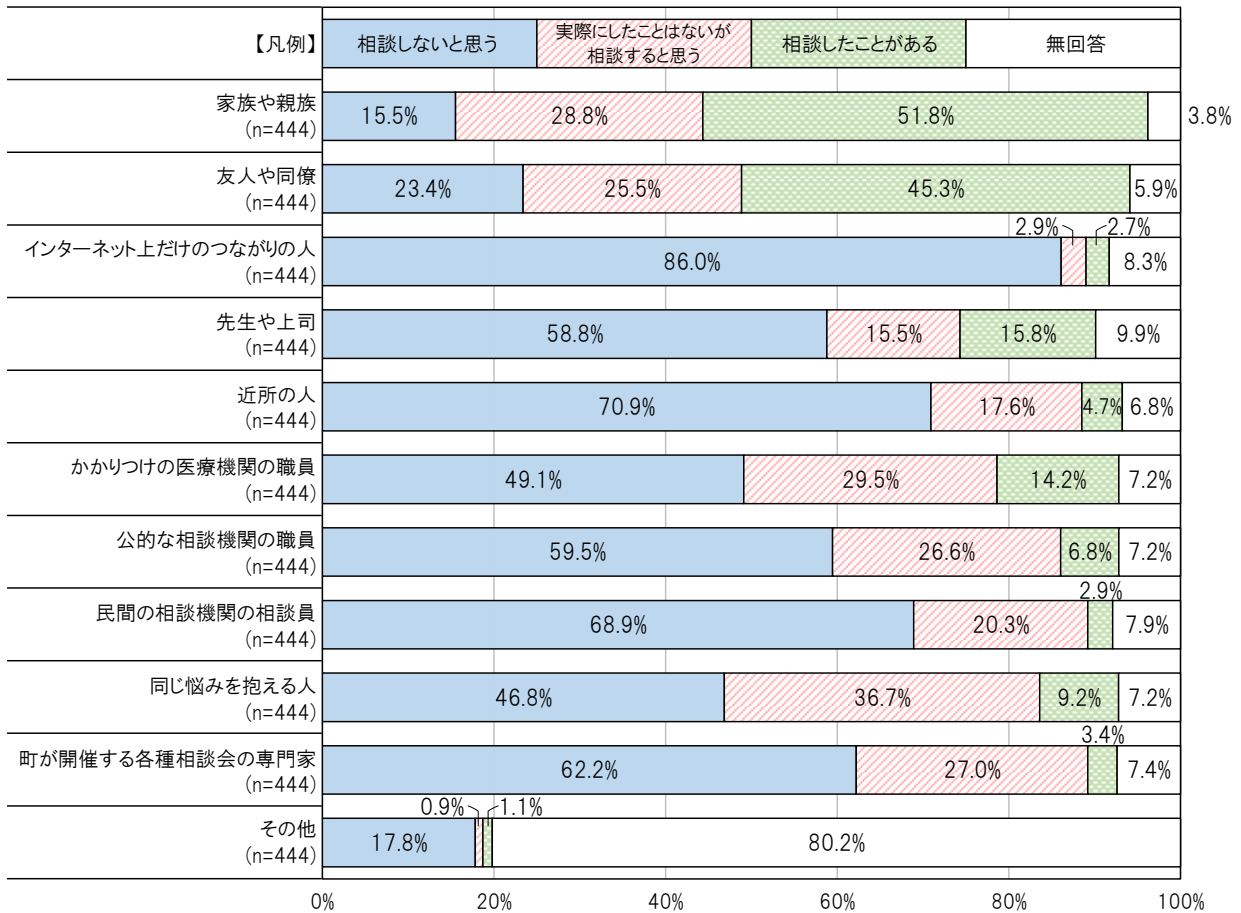
全体でみると、『そう思わない』が67.7%で多くなっています。性別でみると、『そう思う』と回答した割合は男性が女性に比べやや多くなっており、年齢別でみると、『そう思う』と回答した割合は20歳代が他の年齢の2倍以上となっています。



『そう思わない』 = 「そう思わない」 + 「あまりそう思わない」
 『そう思う』 = 「ややそう思う」 + 「そう思う」

④ 悩みやストレスの相談先

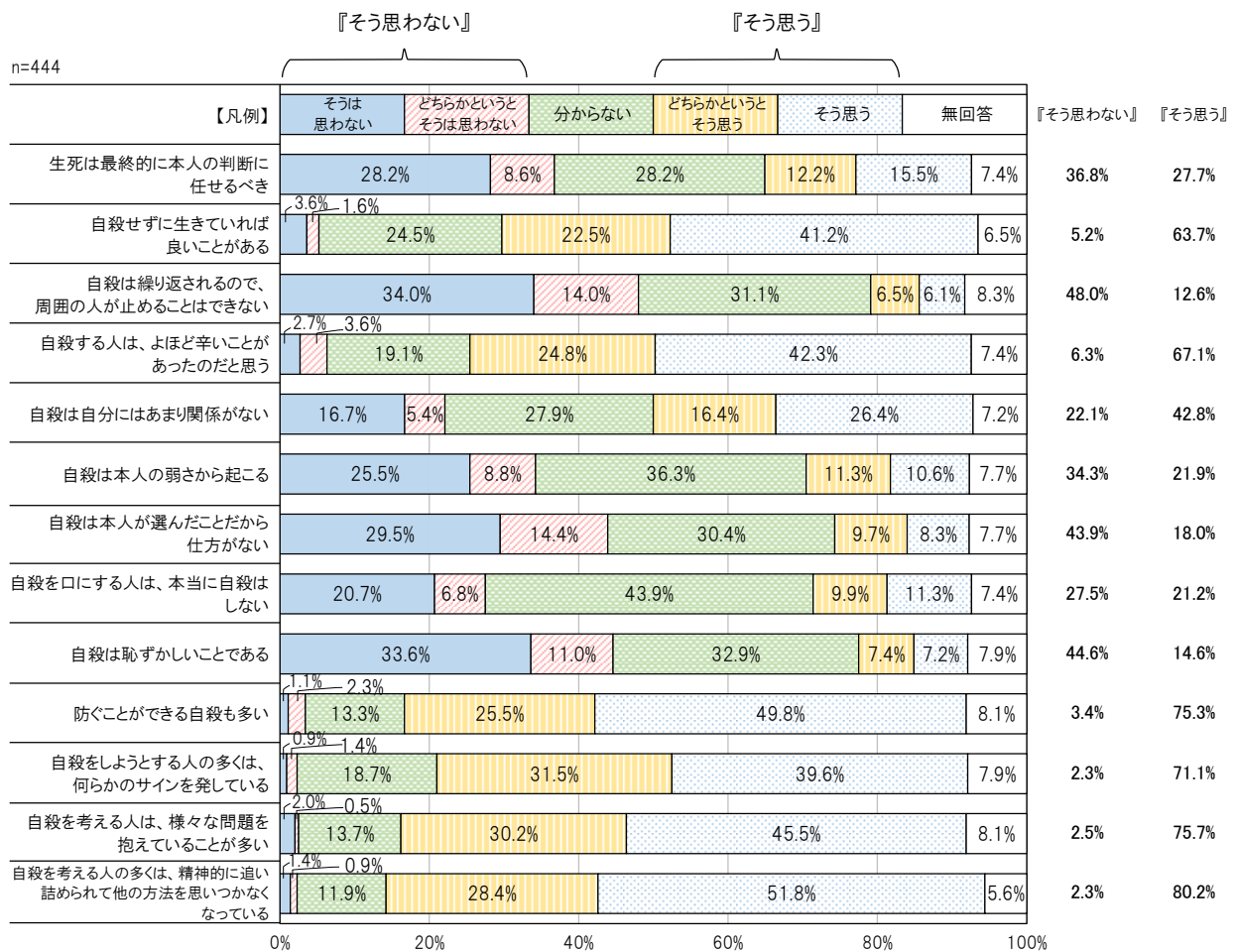
「相談したことがある」と回答した割合は、「家族や親族」が51.8%で最も多く、次いで「友人や同僚」が45.3%、「先生や上司」が15.8%となっています。相談機関や相談会等の専門の窓口を利用して相談したことがある割合は、ごくわずかとなっています。



⑤ 自殺に関する考え

『そう思う』と回答した割合は、「自殺を考える人の多くは、精神的に追い詰められて他の方法を思いつかなくなっている」が80.2%で最も多く、次いで「自殺を考える人は、様々な問題を抱えていることが多い」が75.7%となっています。

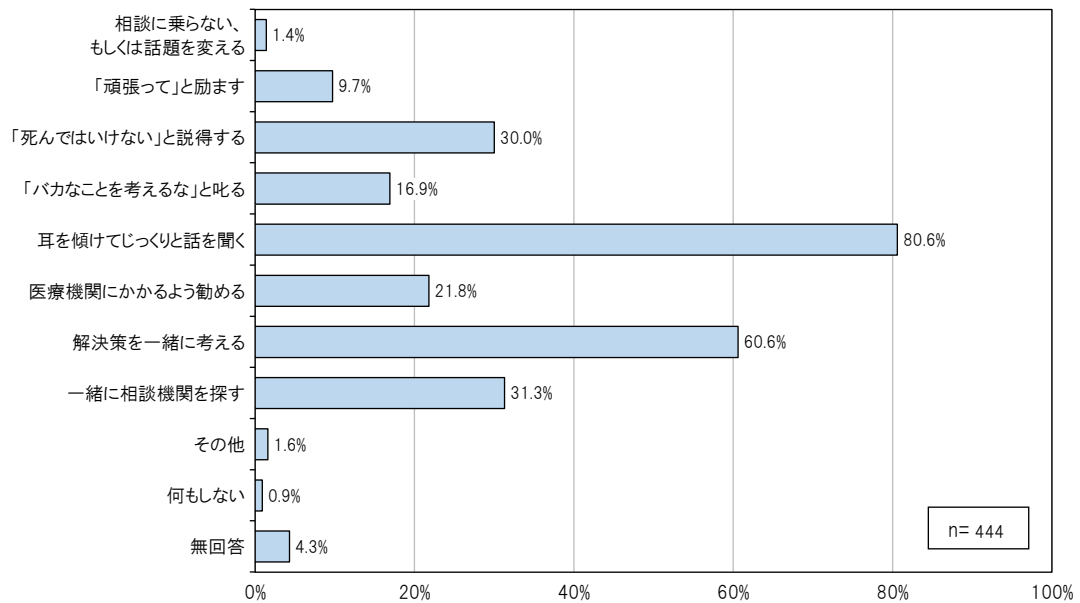
また、「防ぐことができる自殺も多い」、「自殺しようとする人の多くは、何らかのサインを発している」が7割を超える一方で、「自殺は自分にはあまり関係がない」が約4割、「自殺は本人の弱さから起こる」、「自殺は本人が選んだことだから仕方がない」が約2割となっています。



『そう思わない』 = 「そうは思わない」 + 「どちらかというそうは思わない」
 『そう思う』 = 「どちらかというそう思う」 + 「そう思う」

⑥ 身近な人に死にたいとうちあけられたときの対応

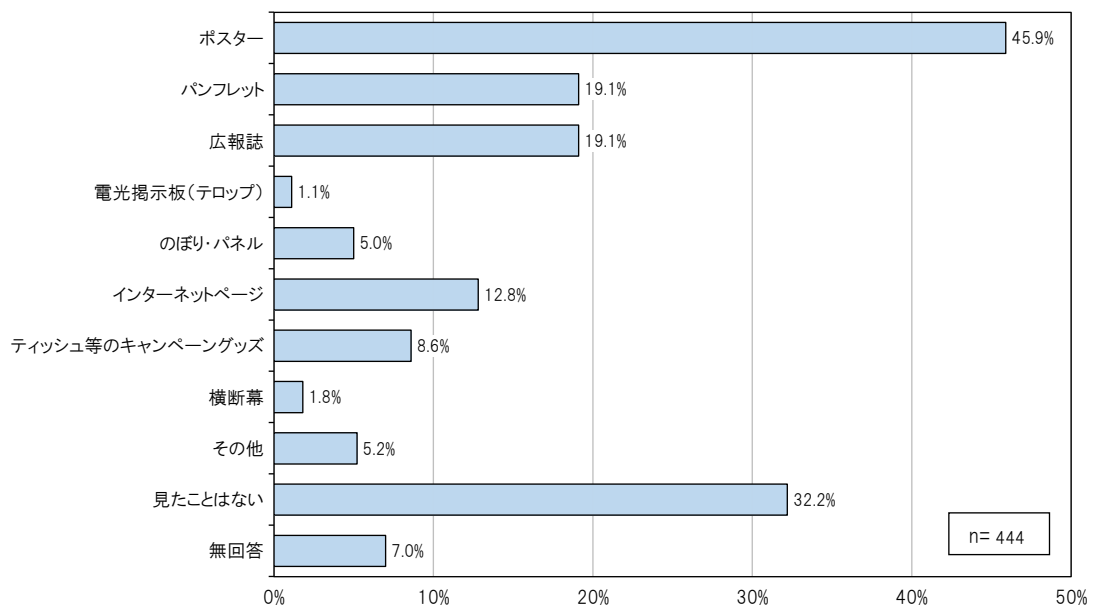
「耳を傾けてじっくりと話を聞く」が80.6%で最も多く、次いで「解決策と一緒に考える」が60.6%、「一緒に相談機関を探す」が31.3%の順となっています。



⑦ 自殺対策に関する啓発物の接触

見たことがある啓発物は、「ポスター」が45.9%で最も多く、次いで「パンフレット」、「広報紙」、「インターネットページ」となっています。

また、「見たことはない」と回答した割合は約3割となっています。

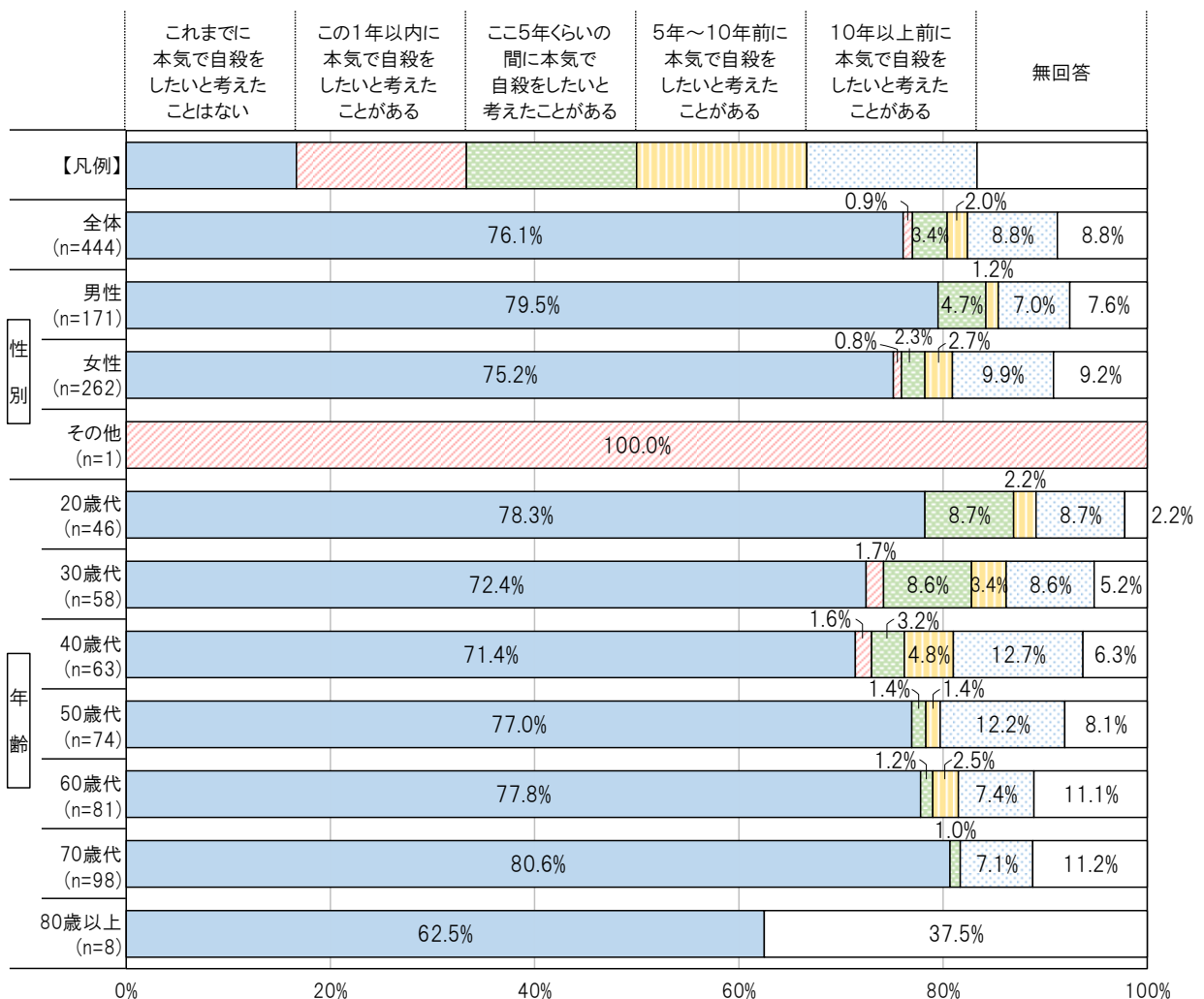


⑧ 自殺をしたいと考えた経験の有無

全体でみると、「この1年以内に本気で自殺をしたいと考えたことがある」、「ここ5年くらいの間に本気で自殺をしたいと考えたことがある」、「5年～10年前に本気で自殺をしたいと考えたことがある」、「10年以上前に本気で自殺をしたいと考えたことがある」を合わせると、これまでに本気で自殺をしたいと考えたことがあると回答した割合は15.1%となっています。

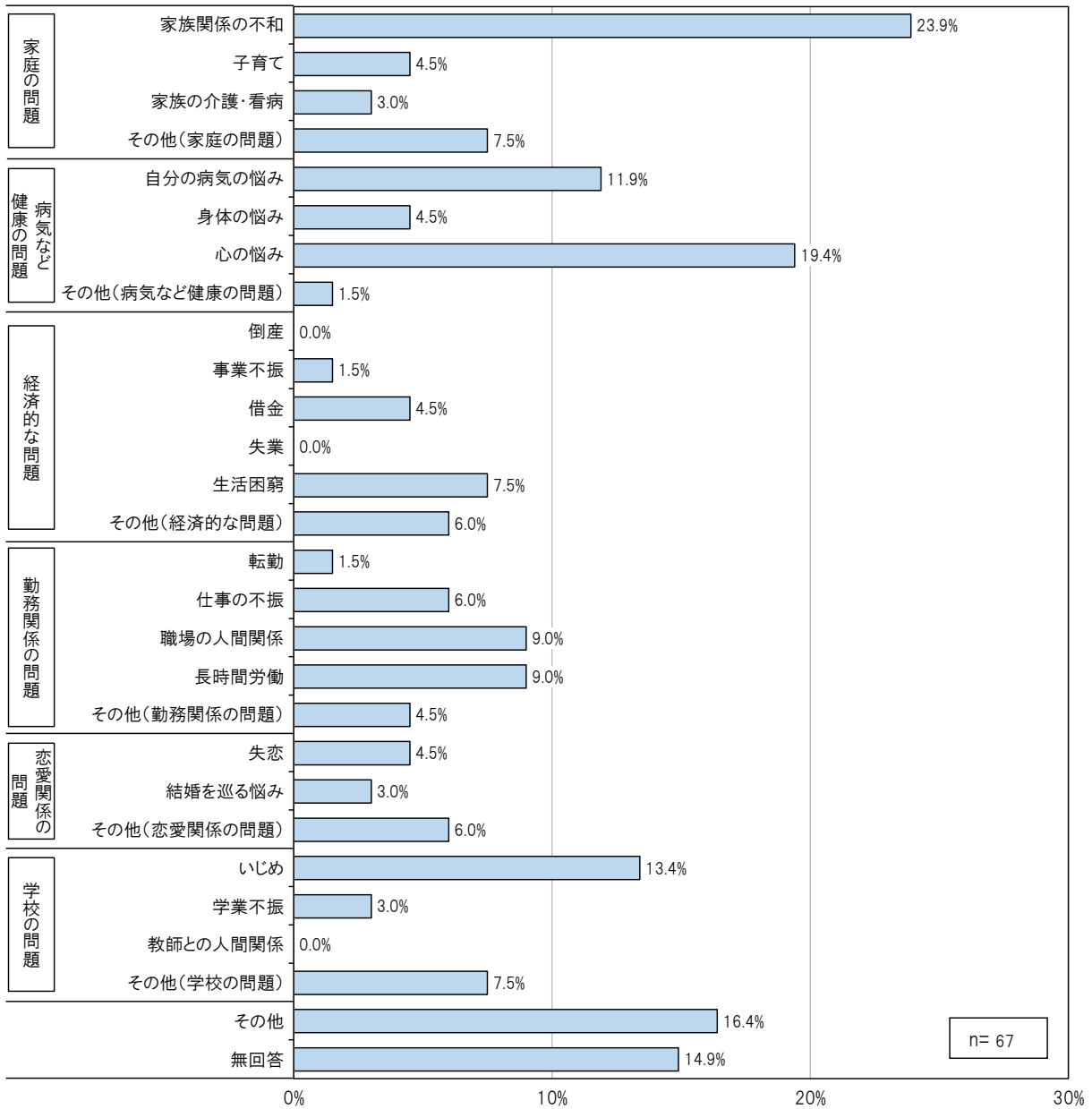
性別でみると、男性では「ここ5年くらいの間に本気で自殺をしたいと考えたことがある」が女性の約2倍となっています。

年齢別でみると、30歳代以下では「ここ5年くらいの間に本気で自殺をしたいと考えたことがある」と回答した割合が、他の年齢に比べ多くなっています。



⑨ 自殺をしたいと考えた原因

「家族関係の不和」が23.9%で最も多く、次いで「心の悩み」が19.4%となっています。

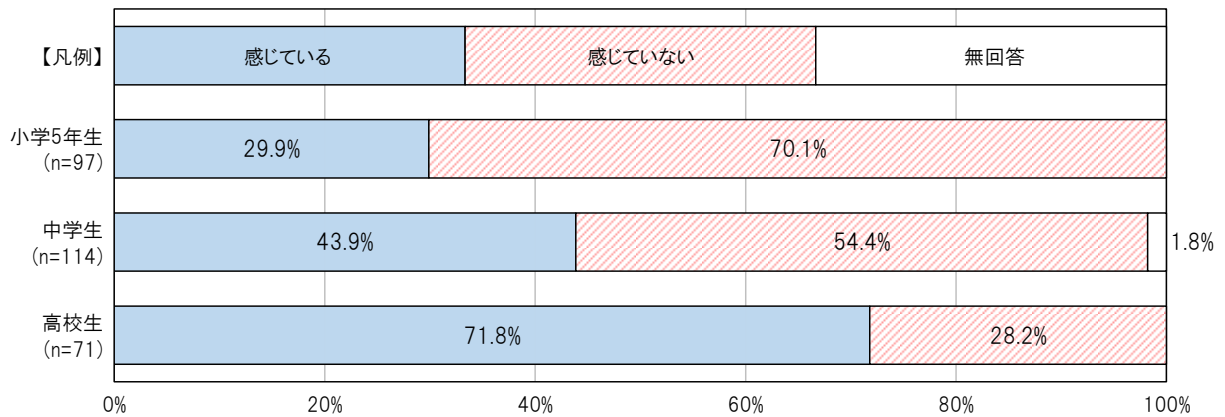


(3) 調査結果（小学2年生・小学5年生・中学生・高校生）

① 睡眠不足を感じているか

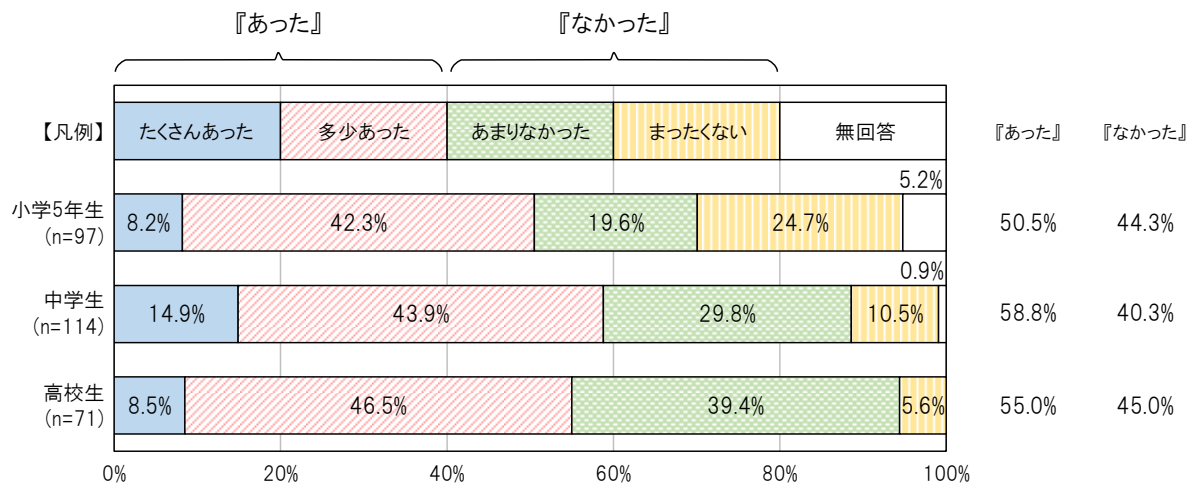
小学5年生と中学生では、「感じていない」がそれぞれ70.1%と54.4%で最も多く、高校生では、「感じている」が71.8%で最も多くなっています。

学年が上がるにつれて「感じている」と回答した割合が多くなっています。



② この1か月間の悩みやストレスの有無

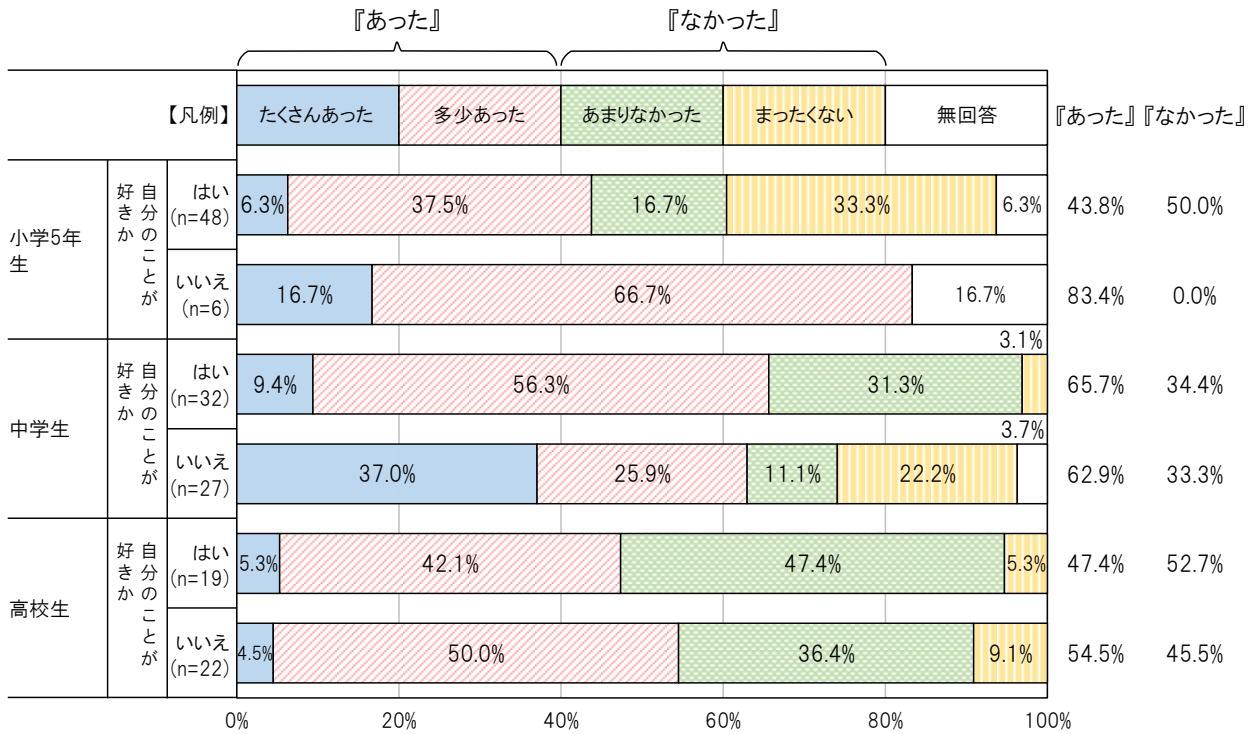
『あった』と回答した割合は、いずれの学年においても5割を超えており、中学生では、他の学年に比べ「たくさんあった」が多くなっています。



『あった』 = 「たくさんあった」 + 「多少あった」
 『なかった』 = 「あまりなかった」 + 「まったくない」

【ストレスの有無×自己肯定感】

自分のことが好きかの設問との関係を見ると、小学5年生は、『あった』と回答した割合は「いいえ」が「はい」の約2倍となっており、中学生は「たくさんあった」と回答した割合は「いいえ」が約4割で、他の学年に比べ2倍以上となっており、高校生は『あった』と回答した割合は「いいえ」が「はい」に比べやや多くなっています。いずれの学年においても自己肯定感の低い人はストレスを多く感じている傾向があります。

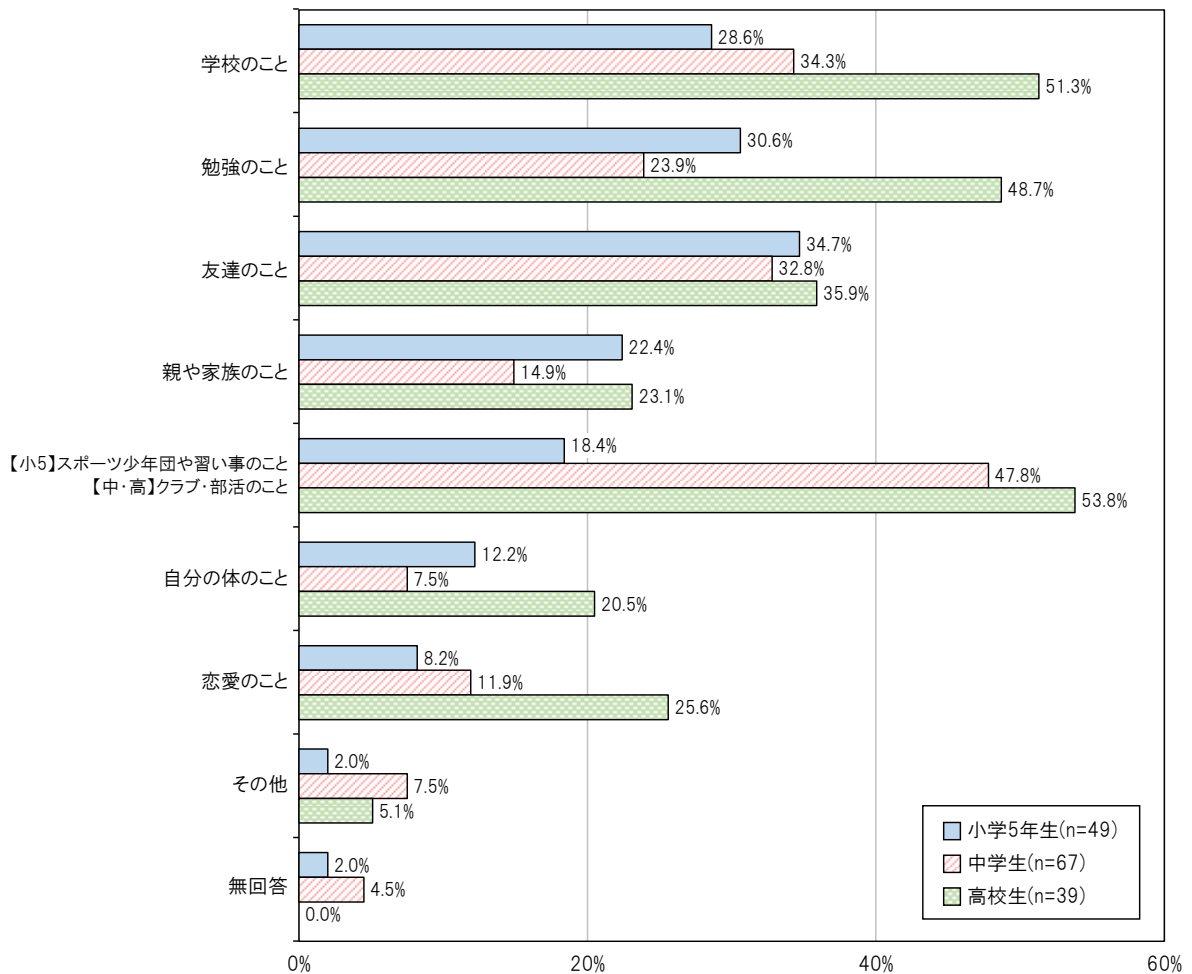


『あった』 = 「たくさんあった」 + 「多少あった」
 『なかった』 = 「あまりなかった」 + 「まったくない」

③ 悩みやストレスの内容

小学5年生では、「友達のこと」が34.7%で最も多くなっています。中学生と高校生では、「クラブ・部活のこと」がそれぞれ47.8%と53.8%で最も多く、小学5年生に比べ2.5倍以上となっています。

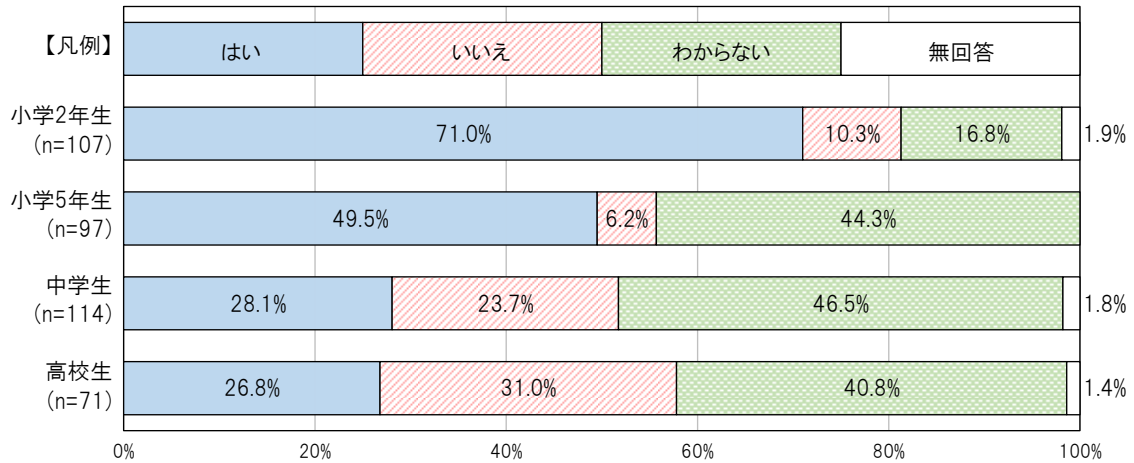
高校生では、他の学年に比べ「学校のこと」、「勉強のこと」、「自分の体のこと」、「恋愛のこと」が多くなっています。



④ 「あなた」のことにについて

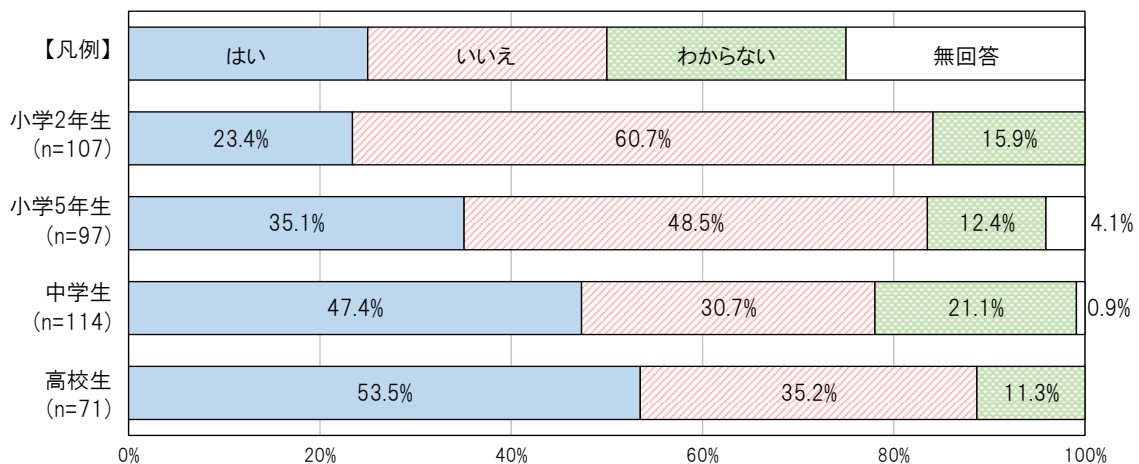
【あなたは自分のことが好きですか】

小学2年生と小学5年生では、「はい」がそれぞれ71.0%と49.5%で最も多くなっていますが、学年が上がるにつれて「はい」と回答した割合は少なくなっています。



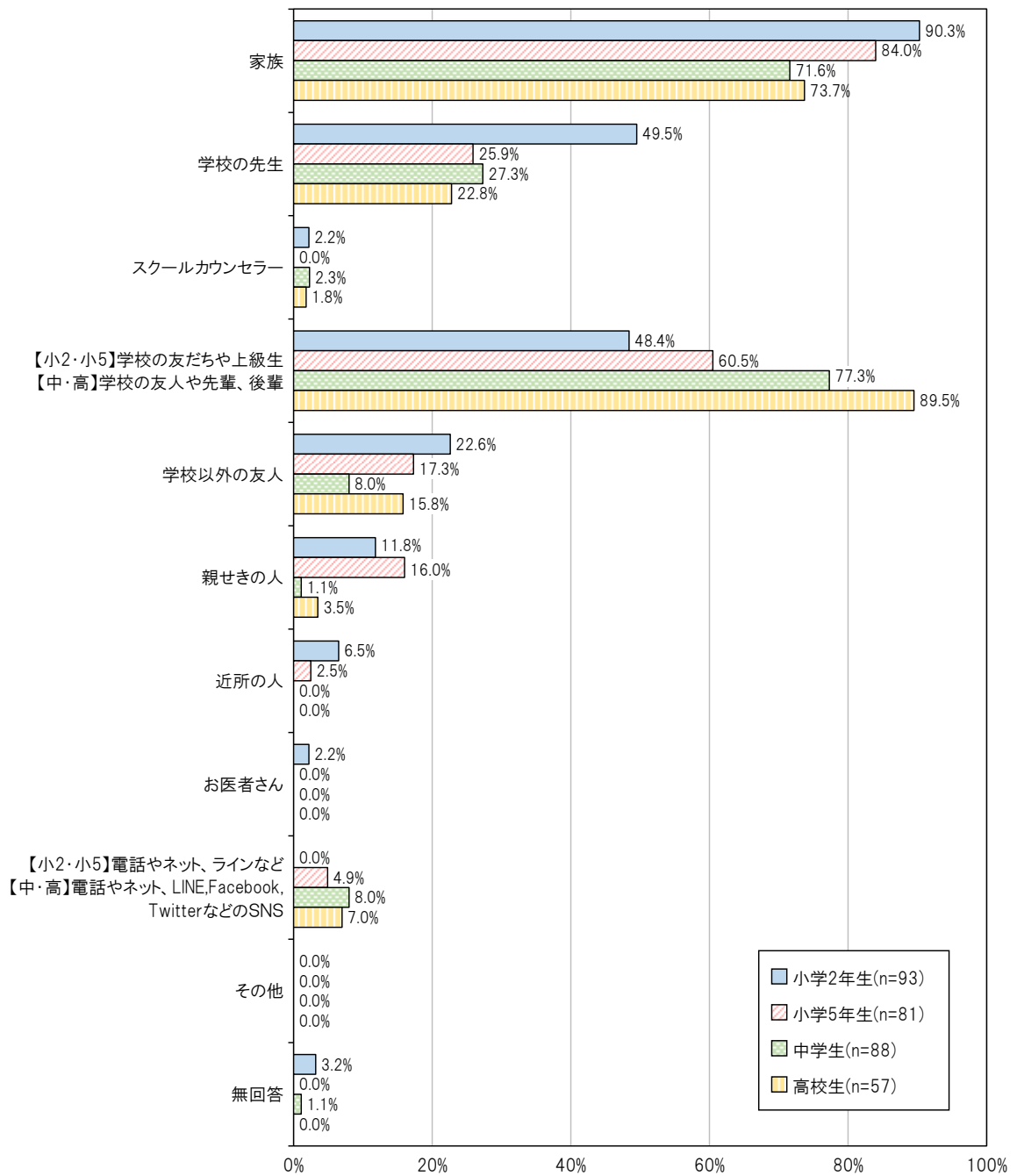
【友だちや家族に、言いたいことを我慢したことがありますか。】

小学2年生と小学5年生では、「いいえ」がそれぞれ60.7%と48.5%で最も多く、中学生と高校生では、「はい」がそれぞれ47.4%と53.5%で最も多くなっています。学年が上がるにつれて「はい」と回答した割合は多くなっています。



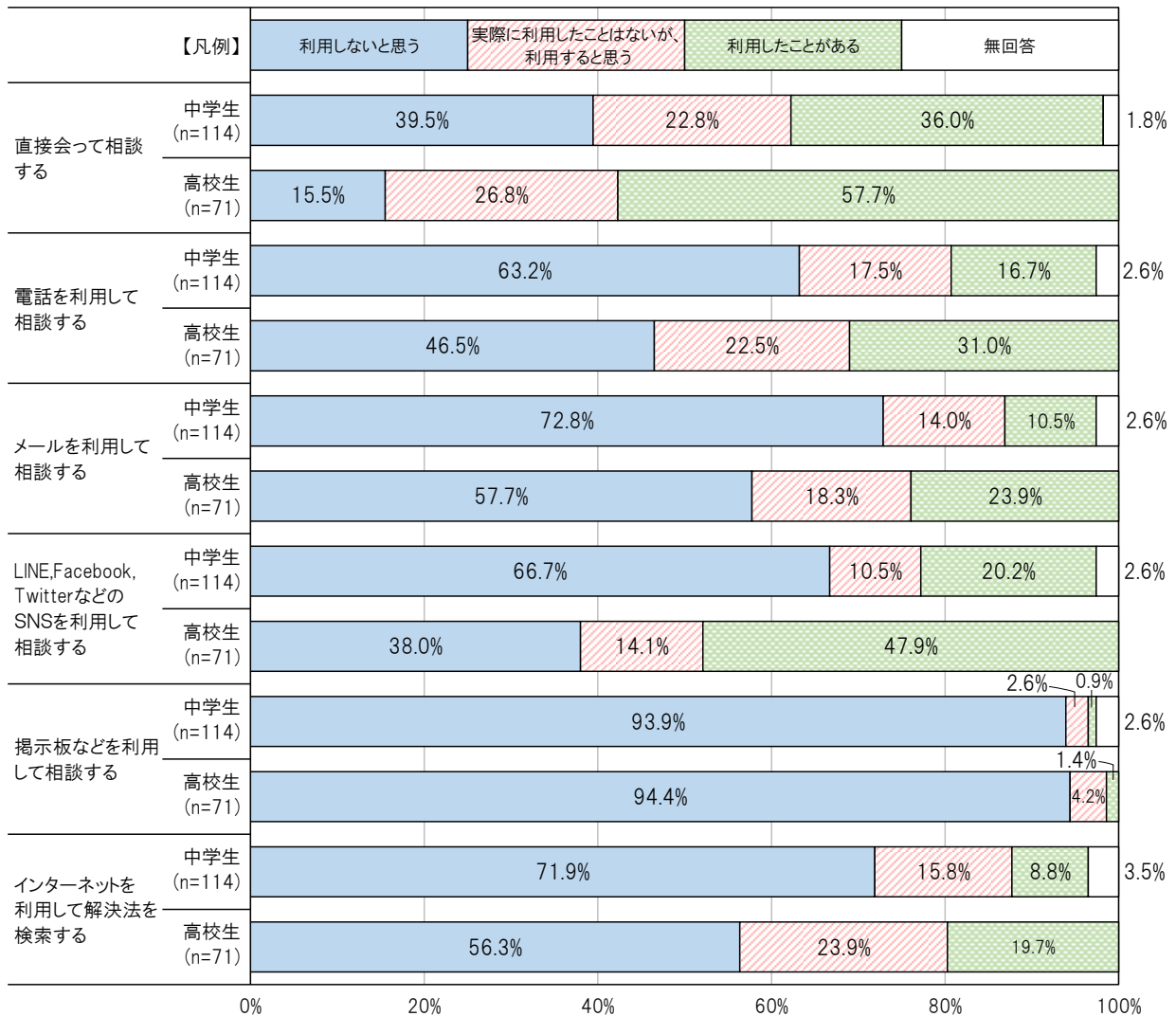
⑤ 悩みごとの相談相手

小学2年生と小学5年生では、「家族」がそれぞれ90.3%と84.0%で最も多く、
中学生と高校生では、「学校の友人や先輩、後輩」がそれぞれ77.3%と89.5%で最も多くなっています。



⑥ 悩みやストレスの相談方法

「利用したことがある」と回答した割合は、中学生と高校生ともに、「直接会って相談する」がそれぞれ36.0%、57.7%で最も多く、次いで「LINE,Facebook,TwitterなどのSNSを利用して相談する」がそれぞれ20.2%、47.9%となっています。



3. 統計資料及びアンケート調査結果からみえる現状と課題

現状

<統計資料>

- 自殺者割合で見ると、性別では男性が多く、同居人の有無別では同居人がいる人が多く、仕事の有無別では無職者が多く、年代別では50歳代と70歳代が多くなっています。
- 自殺死亡率で見ると、男性の20歳代や女性の30歳代など若い世代も高くなっています。

<アンケート調査結果（一般）>

- ストレスの内容は、「病気など健康の問題」が男女とも多くなっています。また、「家庭の問題」、「病気など健康の問題」、「経済的な問題」、「勤務関係の問題」の4つの項目において、男性の30歳代と50歳代はすべての項目が3割を超えており、女性の50歳代はすべての項目が約4割となっています。
- ストレス解消方法として「お酒を飲む」と回答した割合は、女性より男性が多くなっています。
- 男性の約半数、50歳代から70歳代の約4割が「悩みを相談したいと思わない」と回答しています。
- 女性より男性、年齢別では20歳代が、悩みを相談することに抵抗を感じています。
- 相談先は身近な人が多く、専門の窓口が少なくなっています。
- 「防ぐことができる自殺も多い」、「自殺をしようとする人の多くは何らかのサインを発している」と認識している人が7割を超えていますが、一方で、約4割の人が「自殺は自分にはあまり関係がない」と思っています。
- 見たことがある啓発物は、ポスター、パンフレット、広報誌、インターネットページが多くなっていますが、一方で「見たことがない」と回答した割合は約3割となっています。
- これまでに本気で自殺をしたいと考えたことがあると回答した割合は15.1%となっており、30歳代以下の若い世代においては「ここ5年くらいの間に本気で自殺をしたいと考えたことがある」と回答した割合が多くなっています。
- 自殺をしたいと考えた原因は、「家族関係の不和」と「心の悩み」が多くなっています。

<アンケート調査結果（小学2年生・小学5年生・中学生・高校生）>

- 高校生は約7割が睡眠不足を感じています。
- 悩みやストレスを抱えている人は5割を超えており、その原因は、小学5年生では「友達のこと」、中学生と高校生では「クラブ・部活のこと」が最も多くなっています。
- 自己肯定感が低い人や言いたいことを我慢した人は、学年が上がるにつれて多くなっており、高校生の半数以上は友だちや家族に言いたいことを我慢しています。
- 高校生の約半数は、悩みやストレスの相談方法としてSNSを利用しています。

課題

あらゆる場における自殺対策の推進

統計結果では、性別では男性が多く、同居人の有無別では同居人がいる人が多く、仕事の有無別では無職者が多く、年代別では50歳代と70歳代が多いという傾向がみられます。

アンケート結果では、高齢者が抱えるストレスはとくに健康の問題が多くなっていますが、働き盛りの中高年においては家庭の問題、健康の問題、経済的な問題、勤務関係の問題など複数のストレスを抱えていることがわかります。また、30歳代以下においては、5年以内に自殺をしたいと考えたことがある人が多くなっています。

こうした自殺につながりかねない様々な要因に対応していくためには、高齢者、若年層など、ライフステージや就労の場に応じた自殺対策の推進が重要であり、家庭や地域、企業・事業所、学校などのあらゆる場における幅広い自殺対策の推進が求められます。

普及・啓発のさらなる推進

アンケート結果では、悩みやストレスを相談することに抵抗がある、自殺は自分には関係ないという考えが多くみられます。このような認識を払拭し、「自殺は誰にでも起こり得る危機」であるということ、悩んだときに助けを求める手段や問題解決方法など、自殺に関する正しい知識の普及・啓発が必要であり、インターネットページを活用するなど、その方法についても改めて検討し、効果的に進めていく必要があります。

自殺対策は、家庭や学校、職場、地域など社会全般に深く関係しているため、地域ぐるみで連携・協力し、地域の実情に応じた実効性の高い取組を推進していくことが重要です。

いつでも誰でも相談できる環境づくりとわかりやすい情報提供

アンケート結果では、相談先は「家族や親族」や「友人や同僚」などの身近な人が多く、専門の窓口はごくわずかとなっています。様々な相談に対応する窓口の充実と、いつでも誰でも気軽に相談できる環境づくりとこれらの情報をわかりやすく発信していくことが必要と思われます。

「うつ病」「アルコール依存症」対策と地域ぐるみでの自殺防止対策の推進

地域自殺実態プロファイルの屋久島町の主な自殺の特徴における「背景にある主な自殺の危機経路」では、様々な悩みにより心理的に追い詰められた結果、「うつ病」を発症することが指摘されており、アンケート結果では、男性においてはストレス発散方法としてアルコール摂取が多くみられます。

これらの結果から、今後はハイリスク者を早期に発見し、適切な情報提供や相談につなげていくことが必要と思われれます。

児童生徒の学習の推進

アンケート結果では、悩みやストレスがある、言いたいことを我慢していると回答した子どもが多くみられるため、つらいときには助けを求めてもよいことや、誰にどうやって助けを求めればよいのかの具体的かつ実践的な方法などを学ぶ機会をつくることが重要です。また、睡眠不足を感じている子どもに対しては規則正しい生活を身に付け十分な睡眠や休息を取れるよう取組を進めていくことや、自己肯定感の低さとストレスの多さに関連性があることがうかがえるため、自己肯定感を高める対策も求められます。

人材育成

自殺は防ぐことのできるものであり、自殺をしようとする人の多くは、何らかのサインを発しているということは、多くの人が認識していることがうかがえます。また、同居人がいる人の自殺者割合が多くなっていることから、身近にいる人が自殺の兆候に早期に気づき適切な対応ができるよう「ゲートキーパー」の役割を担う人材の養成などの取組を進めていく必要があります。

「ゲートキーパー」とは
自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、
言わば「命の門番」とも位置付けられる人のことです。

第3章 自殺対策における取組

第3章 自殺対策における取組

1. 基本理念

本町では、大綱における基本理念の「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」を踏まえ、自殺対策を「生きることの包括的な支援」として総合的に推進するため、次のとおり基本理念を定めます。

一人ひとりの命が輝き、ともに支えあう、
誰も自殺に追い込まれることのない屋久島町の実現

2. 基本方針

本町では、平成29年7月に閣議決定された自殺総合対策大綱を踏まえた以下の5つの「基本方針」に沿った、総合的な自殺対策を推進します。

- (1) 生きることの包括的な支援として推進
- (2) 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開
- (3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動
- (4) 実践と啓発を両輪として推進
- (5) 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

(1) 生きることの包括的な支援として推進

個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、失業や多重債務、生活苦等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに自殺リスクが高まります。

そのため、自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。自殺防止や遺族支援といった狭義の自殺対策だけでなく、「生きる支援」に関する地域のあらゆる取組を総動員して、まさに「生きることの包括的な支援」として推進することが重要です。

(2) 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開

自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにして自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。また、このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。

自殺の要因となり得る生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等、関連の分野においても同様の連携の取組が展開されています。連携の効果を更に高めるため、そうした様々な分野の生きる支援にあたる人々がそれぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。

とりわけ、地域共生社会の実現に向けた取組や生活困窮者自立支援制度などとの連携を推進することや、精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高めて、誰もが適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにすることが重要です。

(3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

自殺対策は、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」、それぞれにおいて強力に、かつそれらを総合的に推進することが重要です。

これは、町民の暮らしの場を原点としつつ、「様々な分野の対人支援を強化すること」と、「対人支援の強化等に必要な地域連携を促進すること」、更に「地域連携の促進等に必要な社会制度を整備すること」を一体的なものとして連動して行っていくという考え方（三階層自殺対策連動モデル）です。

また、時系列的な対応としては、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」と、それぞれの段階において施策を講じる必要があります。

加えて、「自殺の事前対応の更に前段階での取組」として、学校において、児童生徒等を対象とした、いわゆる「SOSの出し方に関する教育」を推進することも重要とされています。

三階層自殺対策連動モデル（自殺総合対策推進センター資料）



(4) 実践と啓発を両輪として推進

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように積極的に普及啓発を行うことが重要です。

全ての町民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等に取り組んでいくことが必要です。

(5) 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

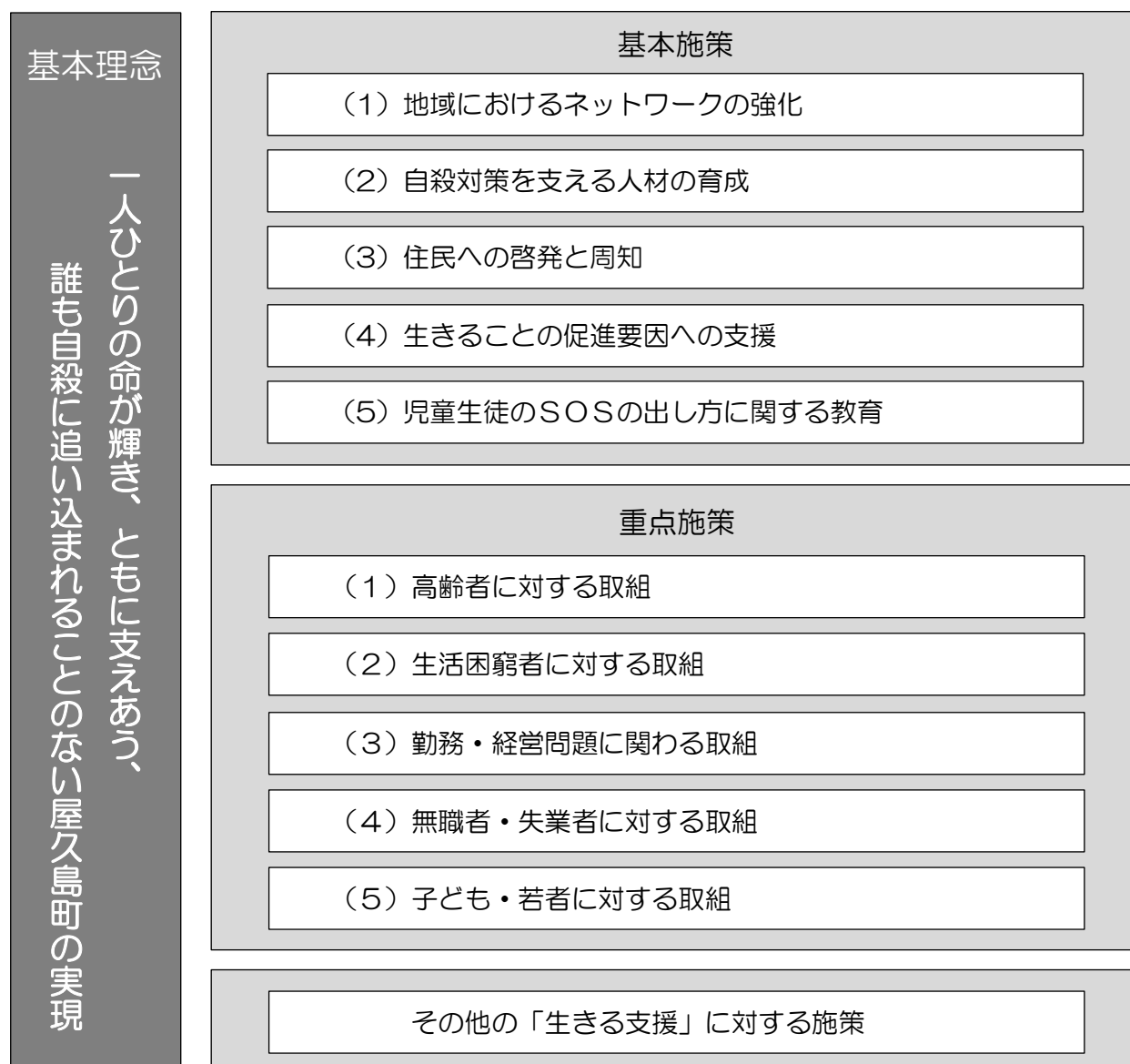
「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、国、県や屋久島町及び他市町村、関係団体、民間団体、企業、そして町民一人ひとりが連携・協働して町を挙げて自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要です。

3. 施策の体系

国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」において取り組むことが望ましいとされている「基本施策」と、本町の自殺の現状を踏まえてまとめた「重点施策」、そして、それ以外の関連する事業をまとめた、その他の「生きる支援」に対する施策で構成されています。

「基本施策」は、地域で自殺対策を推進する上で欠かすことのできない基盤的な取組で、「重点施策」は、本町の自殺のハイリスク層である「高齢者」、「生活困窮者」、「勤務・経営」、「無職者・失業者」についての取組に加え、家庭や学校、就労に関する様々な問題を抱える「子ども・若者」に対する取組であり、これらを組み合わせて、地域の特性に応じた実効性の高い施策を推進していきます。

また、その他の「生きる支援」に対する施策は、本町において既に行われている様々な事業を、「生きることの包括的な支援」の視点から捉え直し、自殺対策とも連携させて推進していきけるようまとめたものです。



4. 基本施策

基本施策は、地域で自殺対策を推進する上で欠かすことのできない基盤的な取組である「地域におけるネットワークの強化」、「自殺対策を支える人材の育成」、「住民への啓発と周知」、「生きることの促進要因への支援」、「児童生徒のSOSの出し方に関する教育」の5つで構成しています。

基本施策1 地域におけるネットワークの強化

自殺対策を推進する上で最も基礎となる取組が、地域におけるネットワークの強化です。

自殺の多くは、家庭や学校、職場問題、健康問題などの様々な要因が関係していることから、地域の多様な支援者や関係機関が連携・協力して、実効性のある施策を推進していくことが必要です。そのため、行政だけではなく、自殺対策に係る様々な関係機関等との連携を図り、ネットワークの強化を進めます。

担当課	事業名	内容
福祉支援課	自殺対策推進本部	庁内関係部署の連携と協力により、自殺対策を総合的かつ効果的に推進する。
	自殺対策推進協議会	関係部署、関係機関等で構成され、自殺対策に向けた連携の強化を図り、地域社会全体での取組を推進する。
産業振興課	農業アドバイザー配置事業	アドバイザーが生産から流通・加工までの幅広い視点から指導・助言を行う。
	中小企業資金融資事業	<ul style="list-style-type: none"> ・低利の融資あっせん ・中小企業に対する経営安定化に向けた緊急助成 ・信用保証制度を利用した中小企業者に対する補助 ・特定中小企業者の認定事業者に対する倒産防止の為の特別助成の補給 ・経営支援融資(災害緊急)を利用した事業者に対する助成金の補給
総務課	防災対策事業	各種防災対策を推進するため、国や都道府県をはじめとする関係機関と密接な連絡をとり、効果的に事業を行うとともに、災害に対する諸対策として地域防災計画の作成等を行い、総合的かつ計画的な防災対策を推進する。
	わが家の安心安全ガイドブック更新事業	現行の「わが家の安心安全ガイドブック」の作成以降、新たな取組(防災無線、避難行動要支援者支援)や土砂災害警戒区域に関する変更等が多数なされているため、それらの情報を更新し、全戸配布することで住民の防災意識の高揚を図る。

担当課	事業名	内容
福祉支援課	民生委員・児童委員 相談支援事業	民生委員・児童委員による地域の相談・支援等の実施
	障害福祉計画策定・管理 事業	障害者計画及び障害福祉計画の進行管理を行うとともに、次期障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定を行う。
	精神保健家族支援事業 (精神障がい者家族向け講演会・交流会)	精神障害者がいる家族向けの講演会・家族交流会
教育振興課	女性教育活動推進事業	(1)町女性団体連絡協議会の活動を支援し、社会参加や地域づくりの推進を図る。 (2)県等が主催する女性リーダー研修・生涯学習リーダー研修等への参加を要請する。 (3)女性の生活、教養、文化の向上を図るため、女性団体の活動を支援する。

【評価指標】

評価項目	現状値	令和6年度までの目標値
自殺対策推進本部会議の開催	令和元年度設置	1回以上/年
自殺対策推進協議会の会議の開催	令和元年度設置	1回以上/年

【関係機関の取組】

関係機関の取組内容
<p>【幼保小中高校】 幼保小中高校連携</p> <p>【民生委員児童委員協議会】 高齢者支援会議、連絡会(宮之浦校区)、保健所との連携、 PTA・警察・区長との地域ネットワーク会議(岳南校区、神山校区、安房校区)</p> <p>【地域包括支援センター】 多職種会議(困難事例に対し各種専門職が問題解決について話し合い、連携、ネットワーク形成を図る)、 高齢者支援会議(各集落で課題協議、集落内の連携を図る)、 個別ケース会議(困難事例について関係者で問題解決について話し合う)</p> <p>【警察署】 巡回連絡活動等</p> <p>【司法書士】 司法書士相談センター、鹿児島県消費生活センター等との情報交換、法テラスや鹿児島県消費者センター等関連 団体(消費者問題・経済的困窮者向け)との連携・協同による対応。</p> <p>【保健所】 精神保健福祉関係者連絡会、自殺未遂者支援ネットワーク会議の開催。</p> <p>【教育委員会】 SSW、SC の配置。</p>

基本施策2 自殺対策を支える人材の育成

様々な悩みや生活上の困難を抱え、自殺のリスクが高い人に対しての早期の「気づき」が重要であり、「気づき」のための人材育成を充実させることが必要です。

町民や様々な分野の関係者に対し研修を開催し、地域で支え手となる人材の育成を強化していきます。

担当課	事業名	内容	再掲
総務課	職員の研修事業	・新任研修 ・昇任時等研修	
	防災対策事業	各種防災対策を推進するため、国や都道府県をはじめとする関係機関と密接な連絡をとり、効果的に事業を行うとともに、災害に対する諸対策として地域防災計画の作成等を行い、総合的かつ計画的な防災対策を推進する。	●
福祉支援課	民生委員・児童委員相談支援事業	民生委員・児童委員による地域の相談・支援等の実施	●
	保護司会支援事業	地域の保護司会の健全な運営を図るため、保護司会に対し補助金を支給する。	
	家庭児童相談員設置事業	家庭における適正な児童養育、その他家庭児童の福祉の向上を図るための相談、寄り添い、支援を行う家庭児童相談員を配置する。	
教育振興課	生涯学習事業	生涯学習のきっかけづくり、生きがいづくりとして、町民の希望等に応じて毎年度4種程度の講座を開設し、学習機会の提供や支援を行う。	
	青少年教育事業 (町子連活動の一部)	県子連主催による、青少年の豊かな人格形成や指導者の資質の向上を図る各種講習会への参加要請(ジュニアリーダー研修会・交流大会等)	
	青少年対策事業	・青少年問題協議会の開催 ・青少年育成地区委員会への補助金交付・研修会講師派遣等	
	心のパートナー派遣事業	地域内の大学で教職を目指している者や心理学等を学んでいる大学生(院生)を適応指導教室に配置し、適応指導教室や要請のあった小・中学校で不登校傾向にある児童生徒の話し相手や学習支援等を行い、児童生徒の自立支援を行う。	
	子ども会育成事業	子ども会の組織の活性化、活動の充実を図るため、各会の役員、リーダーの育成に努める。 (1)主体的な子ども会活動の推進(モデル地区活動) (2)育成者、子ども会リーダーへの研修会及び安全教育の実施	

担当課	事業名	内容	再掲
教育振興課	各種補助金交付事業	(1)町子ども会育成連合協議会補助金子ども会活動の充実を図る。 (2)高校生クラブ補助金高校生クラブ活動の活性化を図る。 (3)家庭教育学級補助金町内各小中学校及び幼稚園等における家庭教育学級の充実を図る。	
	女性教育活動推進事業	(1)町女性団体連絡協議会の活動を支援し、社会参加や地域づくりの推進を図る。 (2)県等が主催する女性リーダー研修・生涯学習リーダー研修等への参加を要請する。 (3)女性の生活、教養、文化の向上を図るため、女性団体の活動を支援する。	●

【評価指標】

評価項目	現状値	令和6年度までの目標値
【職員の研修事業】 新任研修や年数回実施する職員研修の一コマで、講師を招聘し、職員への啓発、意識改革を図る。 併せて、個々の現状の精神状況等を確認しながら、福利厚生を担当する部署として改善策を検討し実施していく。	2018年・・・講師を招聘し、職員研修として開催。 2019年・・・新採研修の際、個々の現状を確認するとともに、対策等について講義を実施。	1回以上/年
【各種事業】 ゲートキーパー研修受講人数	高校生・教職員あわせて 245名/年 (平成30年度)	250人/年

【関係機関の取組】

関係機関の取組内容
【司法書士】 社会貢献活動の養成研修会の実施(テーマ「経済的困窮者支援～司法書士としてできること～」) * 県司法書士会主催
【地域包括支援センター】 職員の研修会等(精神保健や対人技術のスキルアップがテーマ)への参加
【警察署】 各種会議 セミナー等への参加
【保健所】 各種研修会等(ゲートキーパー養成講座、思春期保健支援者研修会、精神保健福祉業務従事者研修会等)の開催。
【教育委員会】 SSW 研修会(県主催)への派遣

基本施策3 住民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であり、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが必要であるということが、社会全体の共通認識となるよう、積極的に普及啓発を行っていきます。

また、自殺を考えている人は何らかのサインを発しています。地域、職場、学校等において、サインを発している本人やサインに気づいた周りの人が、気軽に悩みを相談できる窓口の周知活動を徹底し、早い段階で支援につなげていけるよう体制を整えます。

担当課	事業名	内容	再掲
総務課	わが家の安心安全ガイドブック更新事業	現行の「わが家の安心安全ガイドブック」の作成以降、新たな取組(防災無線、避難行動要支援者支援)や土砂災害警戒区域に関する変更等が多数なされているため、それらの情報を更新し、全戸配布することで住民の防災意識の高揚を図る。	●
福祉支援課	精神保健家族支援事業 (精神障がい者家族向け講演会・交流会)	精神障害者がいる家族向けの講演会・家族交流会	●
教育振興課	公民館講座事業	各集落内において公民館を拠点として地域の文化・伝統・郷土理解等の講座を開設するほか、集落内における特技・技能を活かした講師の活躍の場を提供する。	
	図書館の管理事業	・住民の生涯学習の場としての読書環境の充実 ・お話し会等の開催など教育サービスの提供	

【評価指標】

評価項目	現状値	令和6年度までの目標値
【わが家の安心安全ガイドブック更新事業】 避難所や関係機関の連絡先等も盛り込んだ土砂災害警戒区域や津波浸水区域に関するハザードマップの全戸配布	—	ハザードマップの全戸配布完了
【図書館の管理事業】 図書館でのポスター等展示・リーフレット配布	展示・配布 0回	2回/年

【関係機関の取組】

関係機関の取組内容	
講演会やイベント 相談窓口	<p>【司法書士】 固定面談相談会(各事務所)、無料相談会(南部、北部で交互に開催)</p> <p>【民生委員児童委員協議会】 声掛け・見守り(毎月曜日)、関係機関(福祉事務所、保健所、地域包括支援センター)へつなぐ。</p> <p>【警察署】 PTA 主催教育講演会等</p> <p>【地域包括支援センター】 包括的支援事業の総合相談支援業務を通じて高齢者の相談に応じている。</p> <p>【保健所】 保健師等による相談対応(精神保健、難病、福祉、生活困窮者、DV、虐待等)。 専門医による精神保健福祉相談の実施(年6回)。 思春期保健福祉相談の実施(R元年度)。 自殺予防週間における街頭キャンペーンの実施。</p> <p>【教育委員会】 人権教育研修会(年1回)開催</p>
ストレス対処法や 心の健康づくりの 知識の普及啓発	<p>【幼保小中高校】 ストレスマネジメントの育成</p> <p>【民生委員児童委員協議会】 地域交流サロン(地域によって)</p> <p>【保健所】 精神障害者家族支援教室の開催。</p>

基本施策4 生きることの促進要因への支援

自殺対策は個人においても社会においても、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。「生きることの促進要因」への支援という観点から、居場所づくり等の支援に関する対策を推進していきます。

担当課	事業名	内容	再掲
産業振興課	中小企業資金融資事業	<ul style="list-style-type: none"> ・低利の融資あっせん ・中小企業に対する経営安定化に向けた緊急助成 ・信用保証制度を利用した中小企業者に対する補助 ・特定中小企業者の認定事業者に対する倒産防止の為の特別助成の補給 ・経営支援融資(災害緊急)を利用した事業者に対する助成金の補給 	●
総務課	職員の健康管理事業	職員の心身健康の保持/健康相談/健診後の事後指導(職員相談室、職員共済組合、労災病院勤労者予防医療センター)	
	防災対策事業	各種防災対策を推進するため、国や都道府県をはじめとする関係機関と密接な連絡をとり、効果的に事業を行うとともに、災害に対する諸対策として地域防災計画の作成等を行い、総合的かつ計画的な防災対策を推進する。	●
	わが家の安心安全ガイドブック更新事業	現行の「わが家の安心安全ガイドブック」の作成以降、新たな取組(防災無線、避難行動要支援者支援)や土砂災害警戒区域に関する変更等が多数なされているため、それらの情報を更新し、全戸配布することで住民の防災意識の高揚を図る。	●
	交通安全対策に関する事業	交通事故に関する相談や助言等の実施	
福祉支援課	民生委員・児童委員相談支援事業	民生委員・児童委員による地域の相談・支援等の実施	●
	障害児支援に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援 ・障害児相談支援 	
	訓練等給付に関する事業	自立訓練・就労継続支援B型・共同生活援助等の訓練給付(就労移行支援・就労継続支援A)	
	障害者虐待防止対策事業	障害者虐待に関する通報・相談窓口の設置	
	生活保護施行に関する支援事業	就労支援・医療ケア相談・高齢者支援・資産調査	
	生活保護各種扶助支援事業	生活・住宅・教育・介護・医療・出産・生業・葬祭扶助	
	生活困窮者自立支援事業(自立相談支援事業)	自立相談支援事業	

担当課	事業名	内容	再掲
福祉支援課	生活困窮者自立支援事業 (就労準備支援事業)	一般就労に向けた準備が整っていない者を対象に、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援する。	
	保健センター開放事業	乳幼児のいる保護者同士の交流・情報交換	
	心の健康相談事業	「心理カウンセラーによる心の健康相談の場」の設置	
	母子保健推進員活動支援事業	自主活動(子育てサロンつわんこ・どんぐりこころ)の開催などを支援する。	
	学童保育事業	就業等により昼間保護者のいない家庭の小学校児童を放課後及び長期休業中に学童保育所で保育する	
	児童扶養手当支給事業	児童扶養手当の支給	
	ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭等医療費の助成	
	母子家庭等自立支援給付金事業	(1) 自立支援教育訓練給付金ひとり親家庭の父母が自主的に行う職業能力の開発を推進するため、本自治体が指定した職業能力の開発のための講座を受講した者に対して教育訓練終了後に支給する。 (2) 高等職業訓練促進給付金等ひとり親家庭の父母の就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、看護師等の資格に係る養成訓練の受講期間の一定期間について「高等職業訓練促進給付金」を、養成訓練修了後に「高等職業訓練修了支援給付金」を支給する。 (3) 高卒認定試験受講修了時等給付金ひとり親家庭の親及びその児童が、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座(通信講座も可)を受けた場合、修了時に受講費用の2割(上限10万円)を、さらに認定試験合格後に受講費用の4割(計6割、上限15万)を支給する。	
	母子生活支援施設措置事業	配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子と、その看護すべき児童の母子生活支援施設への入所を実施し、入所施設の実施運営費を扶助することで、自立の促進のためにその生活を支援する。	
	精神保健家族支援事業 (精神障がい者家族向け講演会・交流会)	精神障害者がいる家族向けの講演会・家族交流会	●
健康長寿課	高齢者への総合相談事業	高齢者に対し必要な支援を把握するため、高齢者相談室において初期段階から継続して相談支援を行い、ネットワークの構築に努める。	
	家族介護者交流会事業	介護従事者の日ごろの悩みの解消や、リフレッシュ、情報交換の場を開設する。その中で、介護技術の研修会も実施する。	

【評価指標】

評価項目	現状値	令和6年度までの目標値
【交通安全対策に関する事業】 各集落で実施する確定申告にあわせて、交通災害共済の加入受付及び相談受付窓口を開設する。	加入者 2,401 人 (H30.4.1-H31.3.31)	加入者 2,500 人以上
【精神保健家族支援事業 (精神障がい者家族向け講演会・交流会)】 悩みを一人で抱え込むことが無いよう、家族会等が利用できる交流の場や、機会を設ける。(家族会 10 組・週1回)	-	2回/年

【関係機関の取組】

関係機関の取組内容	
居場所づくり 役割づくり	【地域包括支援センター】 高齢者交流サロン推進事業、地域デビュー！ポイントアップ推進事業、地域ボランティア養成講座 【幼保小中高校】 構成的グループエンカウンター、学級づくり、スクールカウンセラーの活用 【自治会及び地域ボランティア】 地域交流サロンを利用している 【警察署】 少年の立ち直り支援活動にかかる居場所づくり活動 【保健所】 障害者リハビリ交流会の開催。不登校児家族会の開催。 【教育委員会】 支援センター事業 (学校に通えない生徒の居場所づくり)
各種相談窓口など 遺された人への支援 妊産婦や子育てしている人への支援	【司法書士】 悪徳商法等による被害防止の取組み (消費者保護のため法テラスと鹿児島県消費生活センター等の相互に連携) 【自治会及び地域ボランティア】 子育てサロン(社協、各地域)、育成会の行事支援 【警察署】 少年相談(ヤングテレホン)、警察安全相談 【地域包括支援センター】 包括的支援事業の総合総合相談支援業務を通じて高齢者の相談に応じている。 【保健所】 保健師等による相談対応(精神保健、難病、福祉、生活困窮者、DV、虐待等)。 専門医による精神保健福祉相談の実施(年6回)。 思春期保健福祉相談の実施(R元年度)。

基本施策5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

「生きることの包括的な支援」として、児童・生徒が命の大切さを実感できる教育だけでなく、困難やストレスに直面した時、誰にどうやって助けを求めればよいのかの具体的かつ実践的な教育を行い、問題に対処する力やライフスキルを身に付けることができるように取り組みます。

担当課	事業名	内容	再掲
福祉支援課	民生委員・児童委員 相談支援事業	民生委員・児童委員による地域の相談・支援等の実施	●
教育振興課	心のパートナー派遣 事業	地域内の大学で教職を目指している者や心理学等を学んでいる大学生(院生)を適応指導教室に配置し、適応指導教室や要請のあった小・中学校で不登校傾向にある児童生徒の話し相手や学習支援等を行い、児童生徒の自立支援を行う。	●
	SOSの出し方教育事業	児童生徒を対象としたSOSの出し方教育を行う。	

【評価指標】

評価項目	現状値	令和6年度までの目標値
【民生委員・児童委員相談支援事業】 地域でのゲートキーパー的存在であるので、気づきを重視し適切な相談機関につなげる。(養成講座の実施)	—	1回/年
【SOSの出し方教育事業】 SOSの出し方講座の開催	—	2回/年

【関係機関の取組】

関係機関の取組内容
<p>【幼保小中高校】 「いじめ問題を考える週間」の実施、ケース会議、生徒指導連絡会、道徳教育、教育相談、アンケートの実施、情報モラル教育、携帯電話・ネット利用実態調査、あいさつ運動</p> <p>【民生委員児童委員協議会】 関係機関との連携・情報共有、発達障害などの悩みへの医療機関受診勧奨、「いじめ」についての調査研究</p> <p>【警察署】 非行防止教室(チームティーチング教室)、薬物乱用防止教室</p> <p>【司法書士】 小学生のための法律教室、高校生のための消費者教育教室 *各学校希望に基づく</p> <p>【保健所】 高校生向けゲートキーパー養成講座等の開催。</p> <p>【教育委員会】 子供のこころのSOS相談事業の推進</p>

5. 重点施策

重点施策は、「地域自殺実態プロファイル」において、本町が特に重点的に対策を講じる必要がある課題とされている「高齢者」、「生活困窮者」、「勤務・経営」、「無職者・失業者」の4つに加え、いじめや生活困窮等の自殺のリスクを高める要因になりかねない様々な問題を抱える「子ども・若者」に対する取組で構成しています。

重点施策1 高齢者に対する取組

高齢者は、死別や離別、病気や孤立等をきっかけに閉じこもりや抑うつ状態となりやすいため、結果的に自殺リスクが急速に高まることがあります。

また、今後ますます高齢化が進むことで家族や地域との関係の希薄化の進行や、社会的な孤立に悩む高齢者が一層増加することが考えられます。

このため、行政だけでなく関係機関や民間団体等と連携し、高齢者の孤立・孤独を防ぐための居場所づくりや社会参加の強化など、高齢者が生きがいを感じることができる地域づくりに取り組み、様々な機会を通して地域での気づきや見守りを推進していきます。

担当課	事業名	内容	再掲
健康長寿課	高齢者への総合相談事業	高齢者に対し必要な支援を把握するため、高齢者相談室において初期段階から継続して相談支援を行い、ネットワークの構築に努める。	●
	家族介護者交流会事業	介護従事者の日ごろの悩みの解消や、リフレッシュ、情報交換の場を開設する。その中で、介護技術の研修会も実施する。	●

【評価指標】

評価項目	現状値	令和6年度までの目標値
【高齢者への総合相談事業】 北部・南部地域包括支援センターでの延べ相談件数	907件(平成30年度)	950件
【家族介護者交流会事業】 家族介護者交流会の開催	3回/年	3回/年

重点施策2 生活困窮者に対する取組

生活困窮者の背景には、多重債務や労働問題、精神疾患、虐待、DV、介護等の多様な問題が複合的に関わっていることが多く、その対策は包括的な生きる支援として行われる必要があります。

そのため、各相談機関との連携により、生活困窮に陥った人への相談支援と、そのために必要となる人材育成の推進に取り組みます。

担当課	事業名	内容	再掲
町民課	納税相談事業	住民から納税に関する相談を受け付ける。	
福祉支援課	生活保護施行に関する支援事業	就労支援・医療ケア相談・高齢者支援・資産調査	●
	生活困窮者自立支援事業 (自立相談支援事業)	自立相談支援	●
	生活困窮者自立支援事業 (就労準備支援事業)	一般就労に向けた準備が整っていない者を対象に、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援する。	●
	児童扶養手当支給事業	児童扶養手当の支給	●
	ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭等医療費の助成	●

担当課	事業名	内容	再掲
福祉支援課	母子家庭等自立支援給付金事業	<p>(1) 自立支援教育訓練給付金ひとり親家庭の父母が自主的に行う職業能力の開発を推進するため、本自治体が指定した職業能力の開発のための講座を受講した者に対して教育訓練終了後に支給する。</p> <p>(2) 高等職業訓練促進給付金等ひとり親家庭の父母の就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、看護師等の資格に係る養成訓練の受講期間の一定期間について「高等職業訓練促進給付金」を、養成訓練修了後に「高等職業訓練修了支援給付金」を支給する。</p> <p>(3) 高卒認定試験受講修了時等給付金ひとり親家庭の親及びその児童が、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座(通信講座も可)を受けた場合、修了時に受講費用の2割(上限10万円)を、さらに認定試験合格後に受講費用の4割(計6割、上限15万)を支給する。</p>	●
健康長寿課	高齢者への総合相談事業	高齢者に対し必要な支援を把握するため、高齢者相談室において初期段階から継続して相談支援を行い、ネットワークの構築に努める。	●
	家族介護者交流会事業	介護従事者の日ごろの悩みの解消や、リフレッシュ、情報交換の場を開設する。その中で、介護技術の研修会も実施する。	●

【評価指標】

評価項目	現状値	令和6年度までの目標値
【生活困窮者自立支援事業(自立相談支援事業)】 生活困窮者自立支援事業相談件数	平成27～30年度 平均3件	10件程度/年
【母子家庭等自立支援給付金事業】 高等職業訓練促進給付金等制度の周知を図り利用者の拡充に努める。	平成29年～平成30年度 1名利用	1名/年

重点施策3 勤務・経営問題に関わる取組

働き盛りの年代は、心理的、社会的にも負担を抱え込んでしまうことが多く、また過労、失業、身体的疾患、子育て、親世代の介護等の複数の問題を抱えている傾向があります。

そこで、勤務問題の現状やメンタルヘルス対策、ハラスメント防止対策等についての周知・啓発活動を強化すると同時に、勤務問題による自殺リスクの低減に向けた相談体制も強化し、労働者の働きやすい環境の整備や仕事への不安軽減につながるような事業の取組などを行います。

担当課	事業名	内容	再掲
産業振興課	家族協定の推進事業	家族協定を締結し、農業経営における役割分担を明確にする。	
	農業次世代人材投資事業	関係機関でチームを構成し、経営・資金・農地等幅広い視点から指導・助言を行う。	
	認定農業者制度	関係機関でチームを構成し、認定へ向けた指導・助言を行う。	
	農林漁業後継者修学資金貸与事業	農林水産業自営者として修学、研修しようとする者に修学研修費を貸与する。(10年間農林漁業後継者として自家経営に従事した場合は免除を受けることができる。)	
	農林漁業後継者育成資金貸付事業	農林漁業後継者育成のため、住宅、農林漁業機械器具取得、結婚、種苗購入等に要する費用の一部を無利子で貸し付ける。	
	中小企業資金融資事業	<ul style="list-style-type: none"> ・低利の融資あっせん ・中小企業に対する経営安定化に向けた緊急助成 ・信用保証制度を利用した中小企業者に対する補助 ・特定中小企業者の認定事業者に対する倒産防止の為の特別助成の補給 ・経営支援融資(災害緊急)を利用した事業者に対する助成金の補給 	●
総務課	交通安全対策に関する事業	交通事故に関する相談や助言等の実施	●
支援課 福祉	心理カウンセラーによる相談事業	未就学児・子育てに関する相談	
長寿課 健康	心理カウンセラーによる相談事業	個別の面談・心の健康相談	

【評価指標】

評価項目	現状値	令和6年度までの目標値
【農業次世代人材投資事業】指導・助言件数	2回(平成30年度実績)	2回以上/年
【認定農業者制度】指導・助言件数	14件(平成30年度実績)	10件以上/年

重点施策4 無職者・失業者に対する取組

自殺のリスクが高い無職者・失業者では、離職・長期間失業など単に就労や経済の問題だけでなく、傷病、障害や人間関係などの様々な問題を抱えていることが考えられます。

そのため、無職者・失業者に対して、自殺のリスクをもれなく把握し、経済や生活面の支援のほか、心の健康や人間関係等の視点も含めた包括的な支援を推進します。

担当課	事業名	内容	再掲
町民課	納税相談事業	住民から納税に関する相談を受け付ける。	●
福祉支援課	生活保護施行に関する支援事業	就労支援・医療ケア相談・高齢者支援・資産調査	●
	生活困窮者自立支援事業 (自立相談支援事業)	自立相談支援事業	●
	生活困窮者自立支援事業 (就労準備支援事業)	一般就労に向けた準備が整っていない者を対象に、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援する。	●

【評価指標】

評価項目	現状値	令和6年度までの目標値
【納税相談事業】 住民から納税に関する相談を受け付け、必要がある場合に福祉事務所へ繋ぐ。	2件	4件／年

重点施策5 子ども・若者に対する取組

子ども・若者は、抱える悩みは多様であり、子どもから大人への移行期には特有の大きな変化があり、ライフステージなども異なることから、それぞれの段階にあった対策が求められます。

深刻な課題であるいじめの問題や生活困窮世帯が抱える様々な問題は、子どもや若者の自殺のリスクを高める要因にもなりかねないことや、児童生徒及び学生だけでなく若者の就労、生活支援に関わる支援も必要となることから、保健・医療・福祉・教育・労働等の分野の関係機関と連携して、きめ細かな支援に取り組みます。

担当課	事業名	内容	再掲
教育振興課	青少年教育事業 (町子連活動の一部)	県子連主催による、青少年の豊かな人格形成や指導者の資質の向上を図る各種講習会への参加要請(ジュニアリーダー研修会・交流大会等)	●
	青少年対策事業	・青少年問題協議会の開催 ・青少年育成地区委員会への補助金交付・研修会講師派遣等	●
	心のパートナー派遣事業	地域内の大学で教職を目指している者や心理学等を学んでいる大学生(院生)を適応指導教室に配置し、適応指導教室や要請のあった小・中学校で不登校傾向にある児童生徒の話し相手や学習支援等を行い、児童生徒の自立支援を行う。	●
	子ども会育成事業	子ども会の組織の活性化、活動の充実を図るため、各会の役員、リーダーの育成に努める。 (1)主体的な子ども会活動の推進(モデル地区活動) (2)育成者、子ども会リーダーへの研修会及び安全教育の実施	●
福祉支援課	心の健康相談事業	「心理カウンセラーによる心の健康相談の場」の設置	●
	生活困窮世帯の子どもに対する学習支援の充実	生活保護受給世帯及び生活困窮世帯の子どもを対象として、学習支援や学習の場所・機会の提供を通じて、高等学校への進学及び卒業を支援することで、子どもの社会的自立の促進と、貧困の連鎖の防止を図る。	
産業振興課	農林漁業後継者育成資金貸付事業	農林漁業後継者育成のため、住宅、農林漁業機械器具取得、結婚、種苗購入等に要する費用の一部を無利子で貸し付ける。	●

【評価指標】

評価項目	現状値	令和6年度までの目標値
【青少年教育事業(町子連活動の一部)】 リーフレット等の配布	—	2回/年
【心のパートナー派遣事業】 指導者等にゲートキーパー研修を受講	—	12回/年

6. その他の「生きる支援」に対する施策

重点施策、基本施策以外で、生きる支援に関連する庁内各部署における様々な事業の一覧を掲載します。各事業において、自殺対策の視点を盛り込み、取組を推進することで「誰も自殺に追い込まれることのない屋久島町」の実現を目指します。

担当課	事業名	内容	自殺対策の視点を加えた事業案	基本施策				重点施策					
				ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	子どもSOS	高齢者	生活困窮者	勤務・経営	無職者・失業者	
産業振興課	地域産業の育成・発展（経営者支援セミナー等）	商工会議所と連携した経営者支援セミナーや、中小企業経営基盤強化事業の実施等を行う。	▼セミナーにおいて、自殺対策（生きることの包括的支援）に関連する講演の機会を設けることで、経営者に健康管理の必要性和重要性を訴える機会とし得る。 ※商工会議所と事前に相談する必要がある。	●		●						●	
	商工相談（専門家の派遣）	中小企業の様々な経営課題に対応して、各種の専門家を派遣し、解決まで継続して経営上のアドバイスをを行い事業者の経営力の向上を図る。	▼経営上の様々な課題に関して、各種専門家に相談できる機会を提供することで、経営者の問題状況を把握し、その他の問題も含めて支援につなげていける可能性がある。	●								●	
健康長寿課	介護給付に関する事務	・居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・重度障害者等包括支援・短期入所・療養介護・生活介護・施設入所支援 ・相談支援	▼介護は当人や家族にとって負担が大きく、最悪の場合、心中や殺人へとつながる危険もある。 ▼相談支援の提供は、介護にまつわる問題を抱えて自殺のリスクが高い住民との接触機会として活用し得る。 ▼相談を通じて当人や家族の負担軽減を図ることで、自殺リスクの軽減にも寄与し得る。				●		●	●			
	介護相談	高齢者とその家族の悩みごとや介護保険等に関する総合相談	▼介護は当人や家族にとっての負担が少なくなく、時に自殺リスクにつながる場合もある。 ▼介護にまつわる諸問題についての相談機会の提供を通じて、家族や当人が抱える様々な問題を察知し、支援につなげることは、自殺対策（生きることの包括的支援）にもつながる。				●		●	●			

担当課	事業名	内容	自殺対策の視点を加えた事業案	基本施策				重点施策				
				ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	子どもSOS	高齢者	生活困窮者	勤務・経営	無職者・失業者
健康長寿課	養護老人ホームへの入所	65歳以上で経済的理由等により自宅での生活が困難な高齢者への入所手続き	▼老人ホームへの入所手続きの中で、当人や家族等と接触の機会があり、問題状況等の聞き取りができれば、家庭での様々な問題について察知し、必要な支援先につなげる接点ともなりうる。				●		●	●		
	地域包括支援センターの運営	ケア会議の開催	▼地域の高齢者が抱える問題や自殺リスクの高い方の情報等を把握し、ケア会議等で共有することで、自殺対策のことも念頭において、高齢者向け施策を展開する関係者間での連携関係の強化や、地域資源の連動につなげていくことができる。				●		●	●		
	認知症サポーター養成講座	誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して、認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援する認知症サポーターを養成する。	▼認知症の家族にかかる負担は大きく、介護の中で共倒れとなったり心が生じたりする危険性もある。		●	●	●		●	●		
	認知症カフェ	認知症の家族がいる方や、認知症に関心のある方、介護従事者など、地域で認知症に関心を持つ住民が気軽に集まれる場を開設することにより、気分転換や情報交換のできる機会を提供する。	▼認知症の当事者やその家族のみならず、介護従事者が悩みを共有したり、情報交換を行ったりできる場を設けることで、支援者相互の支え合い(※)の推進に寄与し得る。 ※支援者への支援は、新しい自殺総合対策大綱において重点項目の1つとされている。				●		●	●		
	第1号訪問・通所・生活支援事業・一般介護予防支援事業	・基本チェックリスト該当者・要支援1・要支援2の者に対し、介護サービスを提供する ・誰でも参加できる集いの場の提供。	▼介護保険未利用で閉じこもりがちであったり、身体面で問題や不安を抱えて孤立状態にある高齢者を把握し、アウトリーチする際の窓口、接点となり得る。				●		●	●		

担当課	事業名	内容	自殺対策の視点を加えた事業案	基本施策					重点施策			
				ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	子どもSOS	高齢者	生活困窮者	勤務・経営	無職者・失業者
健康長寿課	地域ボランティア養成講座	地域住民を対象に、介護予防運動の指導者養成講座を開催することで、各地区単位で実施している介護予防(転倒予防)教室を指導できる人材を育成する。 ・住民主体の活動を支援する	▼指導者となる住民にゲートキーパー研修の受講を推奨し、自殺のリスクに対する気づきの力を高めてもらうことにより、教室参加者の中に自殺のリスクを抱えていそうな人がいた場合には、行政につなぐ等の対応を推進することにつながる。	●	●		●		●	●		
	高齢者見守りネットワーク事業	地域包括支援センター、民生委員等の関係機関で構成し、ケース会議を開催して、高齢者の虐待防止や早期発見に努め、高齢者や養護者への支援を行うとともに、関係機関の連携体制の強化を図る。	▼ケース会議において高齢者の自殺実態や抱えこみがちな課題、虐待や介護と自殺との関係性等につき情報共有することで、高齢者向けの自殺対策について理解を深めてもらい、関係者による取組の推進を図ることができる。	●			●		●	●		
	在宅医療介護連携推進事業	地域で安心して暮らす上で必要な医療・介護を、切れ目なく受けられる体制の整備を目指し、医療機関や介護事業所等の関係機関を構成員とする委員会を開催し、協議を行う。	▼推進委員会での議題の一つとして、地域の自殺実態や自殺対策の内容等につき議論し、関係者の認識の共有や理解の促進を図ることで、自殺対策(生きることの包括的支援)を核にしつつ、様々な支援機関の連携促進や対象者への包括的なサービスの提供等につなげられる可能性がある。	●			●		●	●		

第4章 推進体制

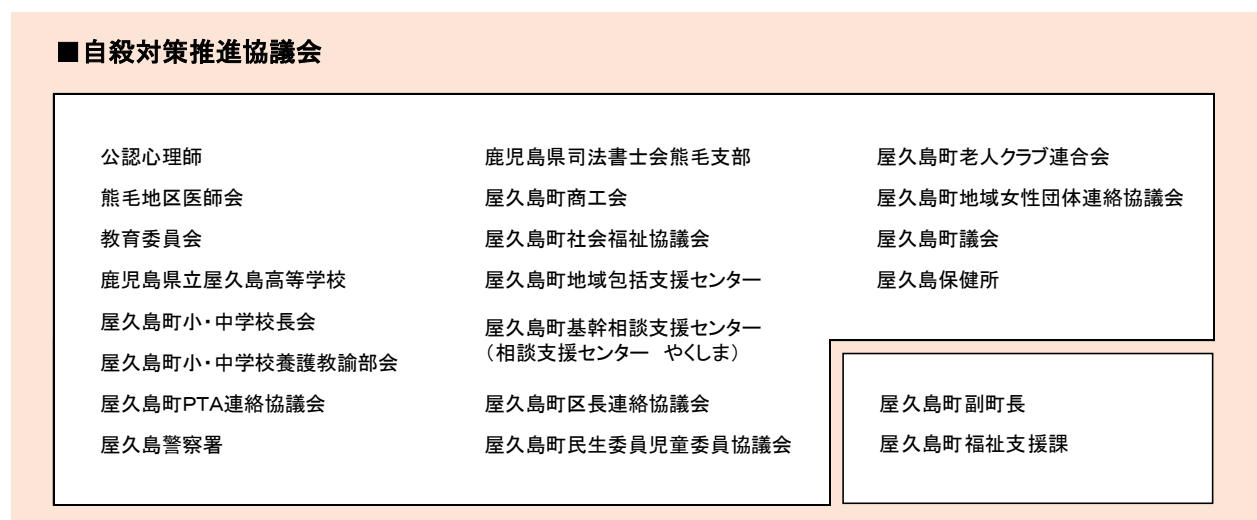
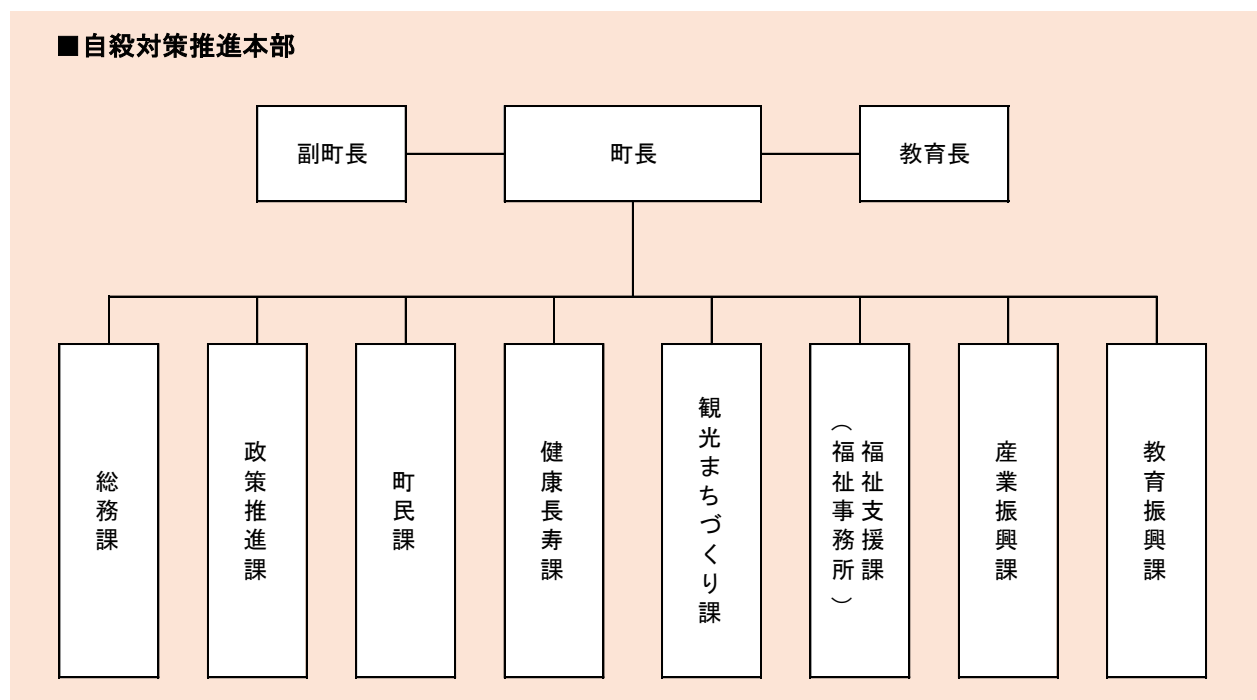
第4章 推進体制

1. 計画の推進体制

自殺対策は、家庭や学校、企業、地域等の社会全般に関係しており、町民、関係機関、民間団体、行政等の連携と協力のもとに効果的な施策を推進していく必要があります。

このため、庁内に「自殺対策推進本部」を設置することで、全庁的に関連施策の推進を図るとともに、庁内の関係部署の他に地域の様々な関係団体で構成される「自殺対策推進協議会」を設置し、関係機関等との連携を強化することにより、自殺対策を総合的に推進します。

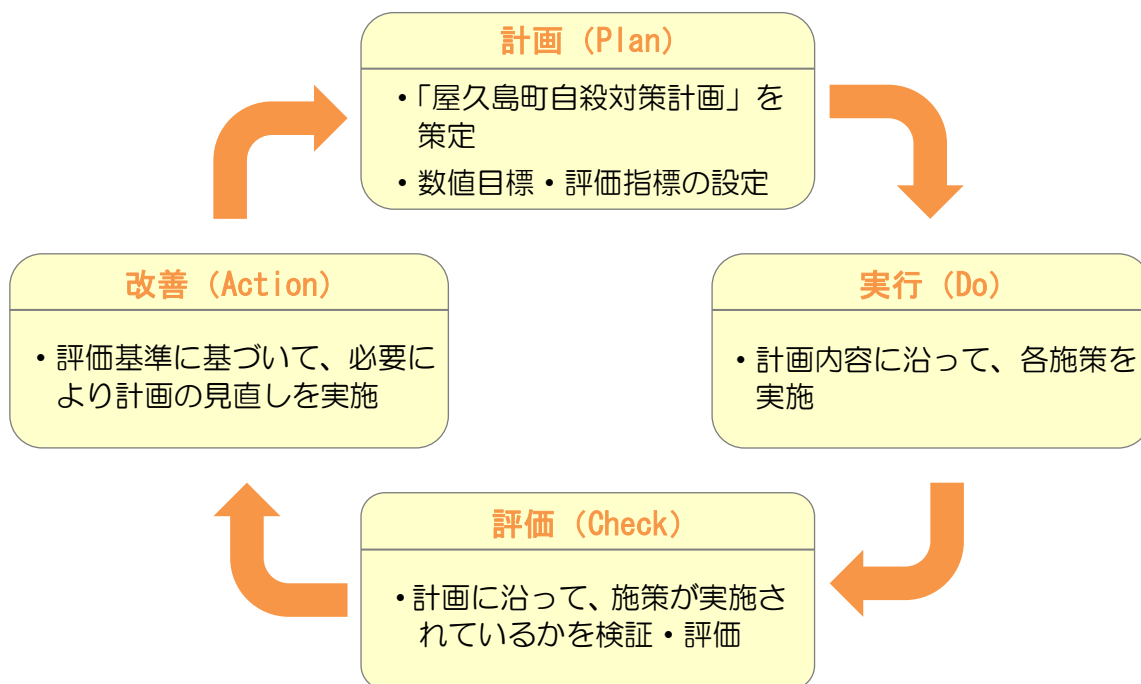
推進体制イメージ



2. 計画の進行管理（PDCAサイクル）

計画の進行管理は、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）サイクルによる適切な進行管理を行い、定期的に施策の進行状況を把握・点検・評価し、その状況に応じて事業・取組を適宜改善等していきます。

PDCAサイクルのイメージ



屋久島町自殺対策計画

令和 年 月

屋久島町役場 福祉支援課

〒891-4207 屋久島町小瀬田 849 番地 20

TEL : 0997-43-5900

FAX : 0997-43-5905